

目 次

第 1 章 総則

- 第 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第 2 法令名略語及び用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第 2 章 指定数量未満の危険物の運用基準

- 第 1 同一場所の範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第 2 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術基準（条例第 3 3 条）・・・・・・ 11
- 第 3 すべての行為共通する技術基準（条例第 3 4 条の 2 第 1 項）・・・・・・ 13
- 第 4 構造等のすべてに共通する技術基準（条例第 3 4 条の 2 第 2 項）・・・・・・ 17
- 第 5 屋外の技術基準（条例 3 4 条の 3 関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 第 6 屋内の技術基準（条例 3 4 条の 3 の 2 関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 第 7 タンクの技術基準（条例第 3 4 条の 4 関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 第 8 地下タンクの技術基準（条例第 3 4 条の 5 関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 第 9 移動タンクの技術基準（条例第 3 4 条の 6 関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 第 10 動植物油類の除外規定（条例第 3 6 条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 第 11 屋上設置のサービスタンク又はキュービクル式自家発電設備・・・・・・・・・・・・ 43
- 第 12 リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 第 13 給油を主な目的とする屋外タンクによる危険物の貯蔵又は取扱い・・・・・・・・・・ 46
- 第 14 袋物かばん加工等で使用するゴムのり等の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 第 15 放電加工機の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 第 16 射出成型機の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 第 17 電気設備に係る特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

第 3 章 指定可燃物の運用基準

- 第 1 品名の区分等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 第 2 可燃性液体類等の技術基準（条例第 3 9 条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 第 3 綿花類等の技術基準（条例第 4 0 条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

第 1 章 総則

第 1 趣旨

この運用基準は、東大阪市火災予防条例（昭和 48 年東大阪市条例第 38 号）第 4 章「指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 法令名略語及び用語の定義

1 法令名略語

- (1) 法…消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (2) 危規則…危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）
- (3) 危告示…危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）
- (4) 条例…東大阪市火災予防条例（昭和 48 年東大阪市条例第 38 号）
- (5) 建基法…建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (6) 建基令…建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
- (7) 「製造所運用基準」…製造所の運用基準（令和 4 年 5 月 31 日付け警防部長通知）をいう。

2 用語の定義

- (1) 「J I S」とは、日本産業規格をいう。
- (2) 「耐火構造」とは、建基法第 2 条第 7 号に規定するものをいう。
- (3) 「防火構造」とは、建基法第 2 条第 8 号に規定するものをいう。
- (4) 「不燃材料」とは、危規則第 10 条に規定するものをいう。
- (5) 「準不燃材料」とは、建基令第 1 条第 5 号に規定するものをいう。
- (6) 「防火設備」とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備をいう。
- (7) 「特定防火設備」とは、建基令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備をいう。
- (8) 「危険物」とは、法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

第2章 指定数量未満の危険物の運用基準

第1 同一場所の範囲等

1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲

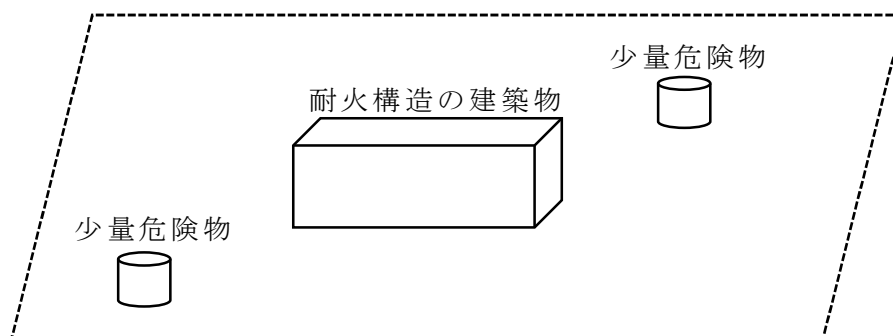
危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次によること。

(1) 屋外の場合

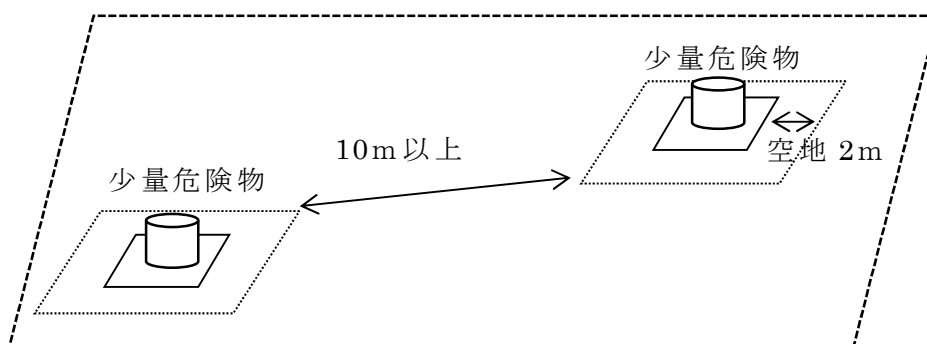
ア 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

原則として、敷地ごととする。ただし、施設相互間が耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合、又は、防火上安全な距離（防火上安全な距離とは10メートル以上の距離をいう。）を有する場合など、各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの施設ごととする（次図参照）。

（図「耐火構造の建築物により隔てられている例」）



（図「防火上安全な距離を有している例」）



イ タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合【令和2年消防令第71号】

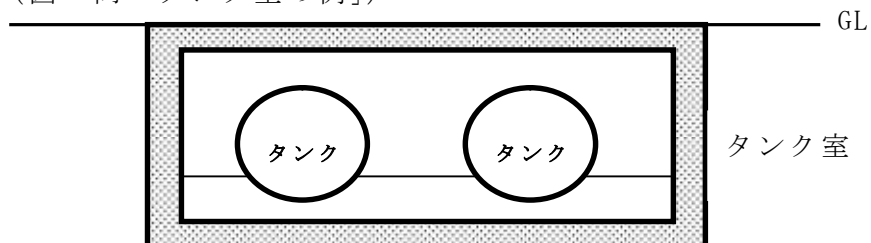
防油堤を兼用していてもタンクが相互に1メートル以上離れていれば、各施設が独立性を有しているとみなし、それぞれの施設ごととする。この場合、タンクに接続する配管は、他のタンクに接続される配管と共用することができる。

ウ 地下タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

原則として、タンクごととする。ただし、地下タンクで次のいずれかに該当する場合は、一の地下タンクとする。

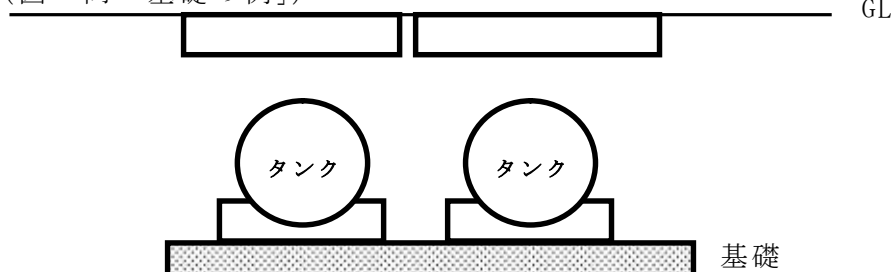
(7) 同一のタンク室内に設置されている場合（次図参照）

（図「同一タンク室の例」）



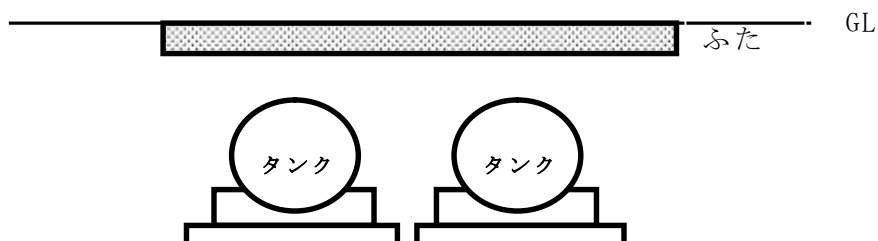
(4) 同一の基礎上に設置されている場合（次図参照）

（図「同一基礎の例」）



(5) 同一のふたで覆われている場合（次図参照）

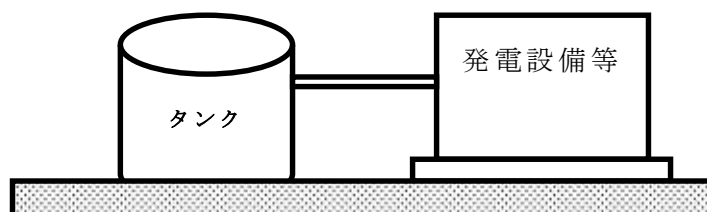
（図「同一ふたの例」）



エ タンクと設備が同一工程の場合

貯蔵及び取扱いが同一工程である場合は、同一工程ごととすることができる（次図参照）。

（図「同一工程の例」）



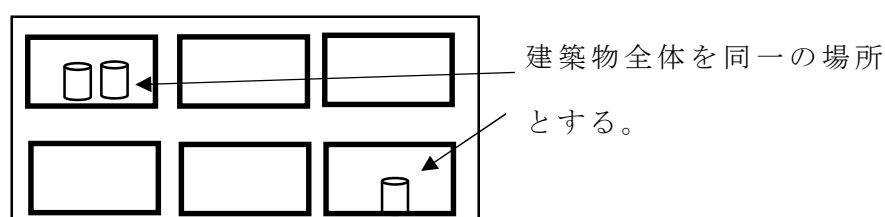
オ 工事現場等における可搬形発電設備の同一場所の扱いについて【令和5年消防令第63号】

工事現場等の屋外において、可搬形発電設備を複数設置し、仮設電源として使用する場合、可搬形発電設備相互間に2メートル以上の間隔を保有するか、又は防火上有効な塀を設けるなど火災予防上支障のない措置を講じた場合は、可搬形発電設備をそれぞれ一の取扱場所とすることができる。

(2) 屋内の場合

原則として建築物ごととする（次図参照）。

（図「屋内の例」）



ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

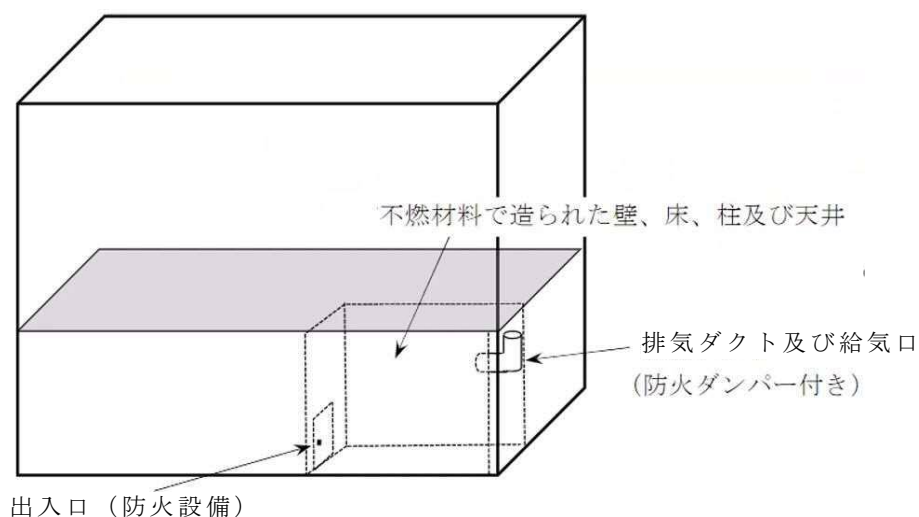
ア 危険物を取り扱う設備の場合

次の⑦又は⑧による。

なお、危険物を取り扱う設備とは、吹付塗装用設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、消費設備（ボイラー、バーナー等）、油圧装置、潤滑油循環装置などという。

⑦ 危険物を取り扱う設備が、出入口、屋外に面する窓及び配管等（必要不可欠な配管、電線及び換気ダクト等に限る。）以外の開口部を有しない不燃材料で他の部分と区画されている場所（以下「不燃区画例」という。）（次図参照）

（図「不燃区画例」）

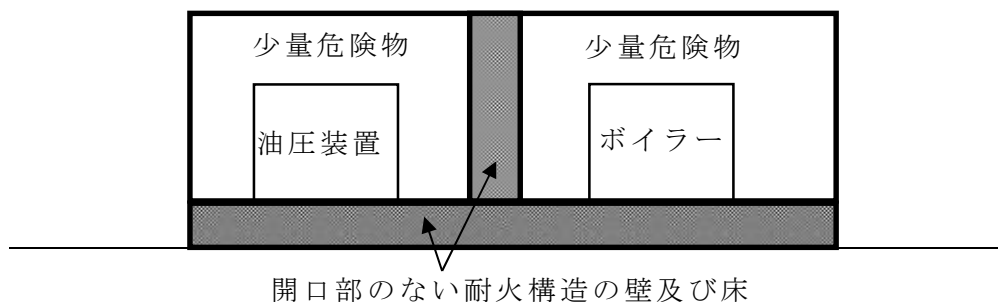


- a 出入口は、防火設備とし常時閉鎖させること。なお、自動閉鎖式を指導することが望ましい。
- b 不燃区画例の屋外に面する壁に窓を設ける場合は、防火設備とすること。
- c 不燃区画例の壁、床及び天井（上階がある場合は上階の床。）を貫通する配管等は、区画に応じた貫通処理を行うこと。
- d 換気ダクトには、防火ダンパーを設置すること。

なお、不燃区画例の少量危険物貯蔵取扱所を連続（隣接）して設けることは、原則できない。また、不燃材料で造られた二重構造の壁で隙間を設けて設置することも認められない。

ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りでない（次図参照）。

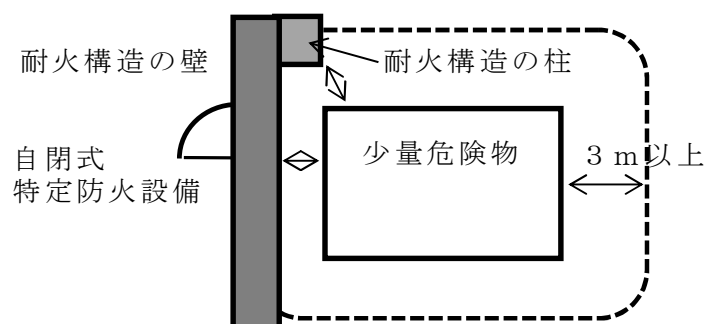
（図「連続して設けられる例」）



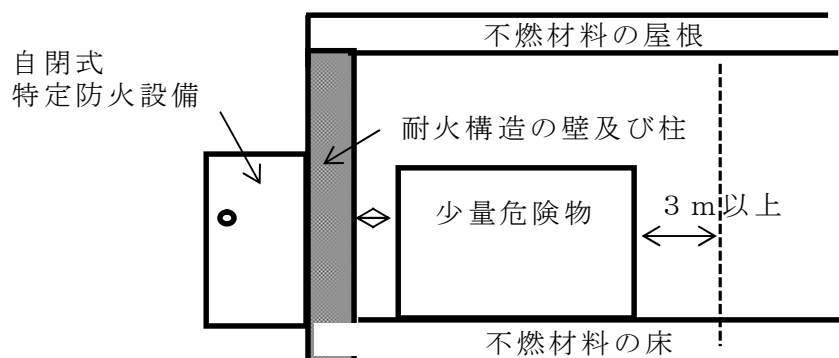
- (4) 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管、ストレーナー、流量計（ポンプを除く。）等の付属設備を除く。）の周囲に幅 3 メートル以上の空地が保有されている場所（以下「保有空地例」という。）
 - a 当該設備から 3 メートル未満となる建築物の壁（出入口以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。ただし、建築物の壁に随時開けることができる自動閉鎖式の特定防火設備（以下「自閉式特定防火設備」という。）が設けられているものについては、この限りでない（次図参照）。

(図「保有空地例」)

【例 1】

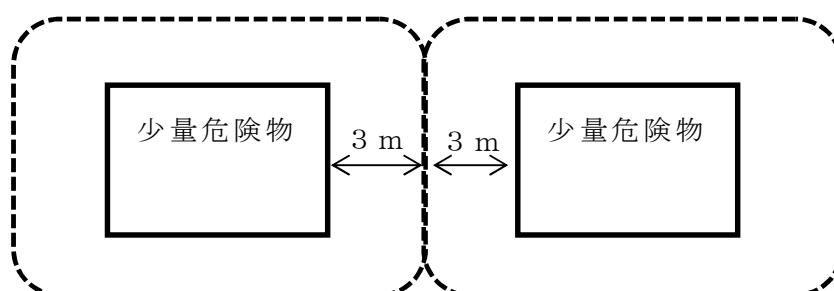


【例 2】



- b 空地は、上階がある場合にあっては上階の床又は天井（天井がない場合は小屋裏）までをいう。空地の上方に電気配線、ダクト等が通過する場合は、火災の実態危険のないものであること。
- c 保有空地例における空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう指導する。
- d 複数の少量危険物貯蔵取扱所等を保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複することはできない（次図参照）。

(図「保有空地例により複数設置する場合」)



イ 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

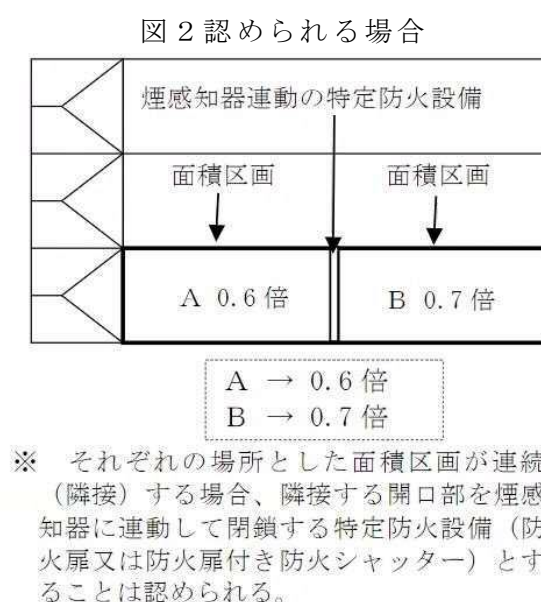
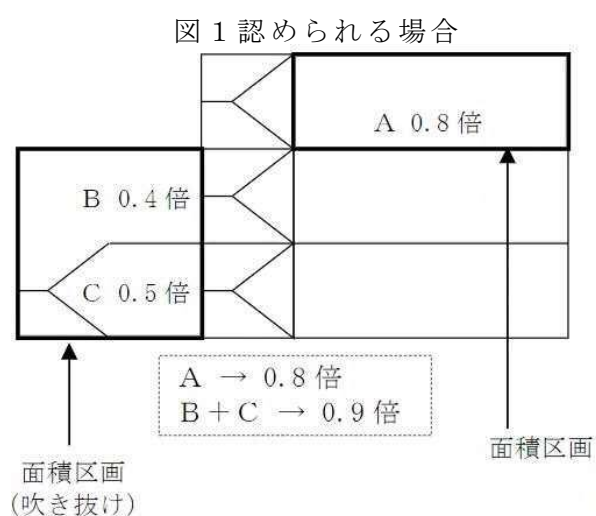
不燃区画例による。

ウ 大学、研究所その他これらに類する施設内の実験室、病院における危険物の貯蔵、
取扱いの場合

(7) 不燃区画例による場所。

(i) 階ごとに防火上有効に区画された場所（図 1 及び図 2 参照）

a 建基令第 112 条第 1 項の防火区画（面積区画）がされた場所

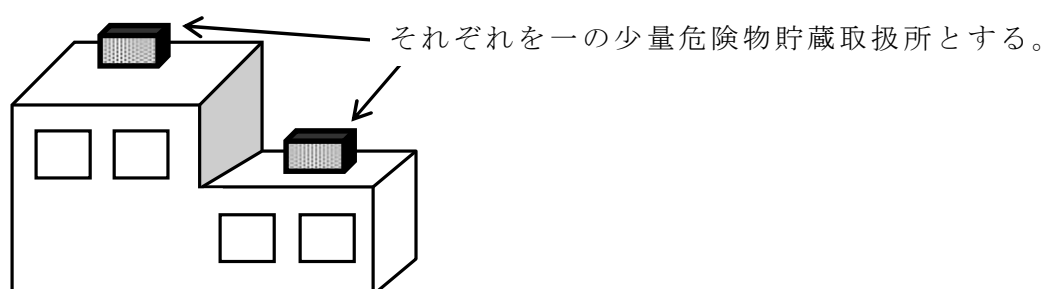


b 建基令第 112 条第 1 項の防火区画（堅穴区画）がされた場所

(3) 屋上の場合

原則として、屋上ごととする。ただし、同一の建築物に階層が連続しない陸屋根が 2 以上ある場合は、陸屋根ごととする（次図参照）。

（図「連続しない陸屋根が複数ある場合」）



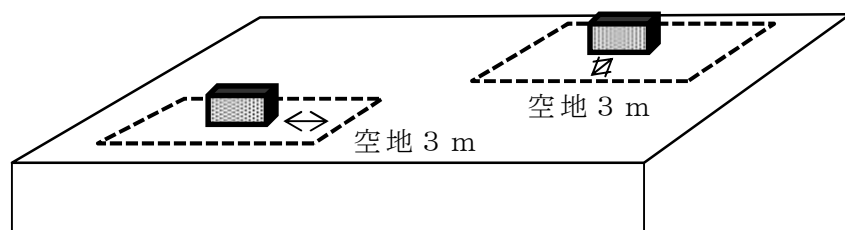
また、1 の陸屋根に、保有空地例による少量危険物貯蔵取扱所を設置する場合（危

険物を取り扱う設備は、ボイラー又は発電設備等の消費設備に限る。)は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

この場合において、保有空地例における空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう指導する。

なお、複数の少量危険物貯蔵取扱所を保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複することはできない(次図参照)。

(図「保有空地例により複数設置する場合」)

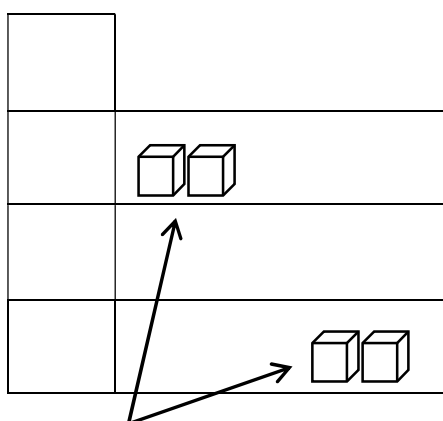


(4) 特殊な場所の場合

ア 新築工事中の現場において貯蔵し、又は取り扱う場合

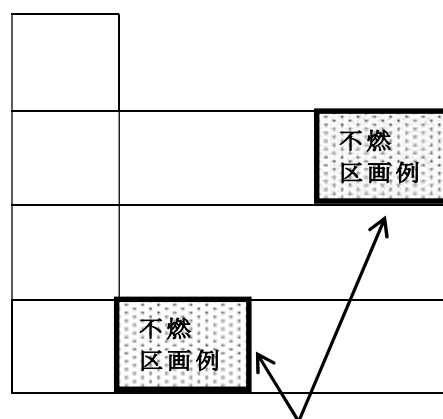
原則として、建築物ごととする(次図1参照)。ただし、不燃区画例による場合は、この限りでない(次図2参照)。

(図1「新築工事中建物の場合」)



合算し、建築物を一の少量危険物貯蔵取扱所とする。

(図2「不燃区画例による場合」)



それぞれを一の少量危険物貯蔵取扱所とする。

イ 建築現場等において土木建設重機等に給油する場合

土木建設重機等が工事のため移動する範囲ごととする。

ウ シールド工事で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

立杭及び掘削機により掘削する場所ごととする。ただし、複数のトンネルを複数のシールドマシンを用いて工事する場合であっても、立杭を共有し、かつ、到達点が同一であるものは当該場所ごととする。

2 危険物を同一場所で貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は、取り扱う危険物の数量の算定については、次によること。

(1) 貯蔵施設の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

なお、瞬間最大停滞量により算定する。

(2) 取扱施設の場合

取り扱う危険物の全量とする。なお、算定方法は次に掲げる危険物の取扱形態等の区分によることとし、複数の取扱形態等を有する場合は合算するものとする。

ア 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定する。

イ ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

なお、非常用のものについては、業態、用途、貯蔵量（他許可施設等を含む。）

や当該発電設備等の時間当たりの燃料消費量、事業所の営業時間等を総合的に判断して算定する。

(3) 貯蔵施設と取扱施設を併設する場合

ア 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合（ボイラーと当該ボイラー用燃料タンクを同一の室内に設けた場合等）

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを比較して、いずれか大きい方の量とする。

イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

ウ 自動車等へ給油することを目的に設けられた簡易タンクの場合

貯蔵量又は1日の取扱数量のいずれか大きい方の量とする。

(4) 算定から除外できる場合

ア 指定数量の5分の1未満の燃料装置部が同一の室内に設置されている石油ストー

ブ、石油こんろ等で専ら室内の暖房又は調理等の用に供する場合は、当該石油ストーブ、石油こんろ等で取り扱う危険物を当該室内における危険物の数量の算定から除外することができる。

イ 建築現場等における土木建設重機等（指定数量未満の危険物を保有するものに限る。）の燃料タンク内の危険物は数量の算定から除外し、1日の給油量で算定することができる。

第2 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術基準（条例第33条関係）

1 条例第33条第1号中「火災予防上安全な場所」とは、次の場所をいう。

- (1) 周囲に可燃物が無い場所
- (2) 容易に火気のふれることのない場所
- (3) 付近で危険作業等が行われていない場所

2 条例第33条第2号中「みだりに火気を使用しない」とは、作業実態等によりやむを得ず火気を使用する場合で、行き届いた管理の上で危険物の危険性等を考慮して火気を使用することをいい、その他の場合は、原則として火気の使用を禁止するものとする。

3 条例第33条第4号中「必要な措置」とは、貯蔵及び取扱いの形態に応じた密栓、ふた、受け皿、バルブ等の設置及びこれらの管理等をいう。

4 条例第33条第5号中「容器」とは、固体の危険物にあつては危規則別表第3及び第3の3、液体の危険物にあつては危規則別表第3の2及び第3の4において適応する運搬容器の材質又はこれと同等以上の耐熱、耐薬品性及び強度を有する材質のものをいう。

5 条例第33条第7号中「地震等により、容易に容器が転倒し、若しくは転落し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置」とは、次によることをいう。

- (1) 高さが低く、据付面積が大きい戸棚等容易に転倒しないと認められるものは、固定しないことができるものとする。
- (2) 容器の転倒、転落、破損を防止する有効な柵、滑り止め等については、次によるものとする。

ア 柵

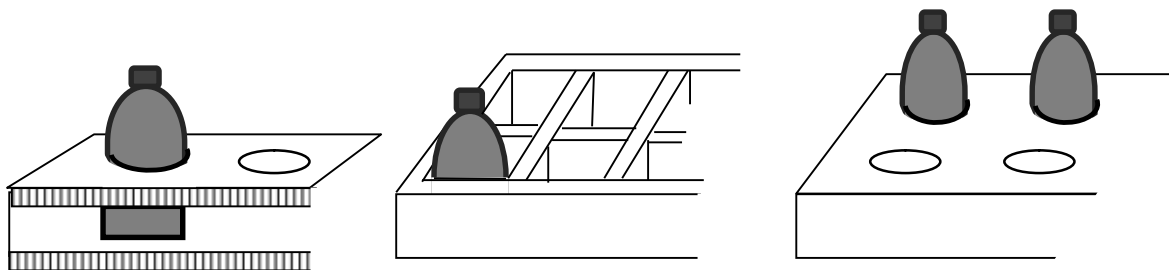
- (ア) ビニルコード、カーテンワイヤー等のたるみを生じる材料を避け、金属、木等の板又は棒状のものを使用する。
- (イ) 柵等の高さは、容器の滑動等を考慮し、かつ、収納する容器等の大きさに合わせる。

イ 滑り止め

容器の滑り止めについては、次の例によるほか、柵等で固定する。

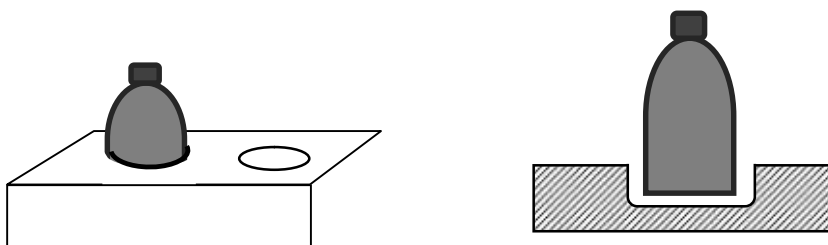
- (ア) 容器1本ごとにセパレート型とする（次図参照）。

(図「セパレート型の場合」)



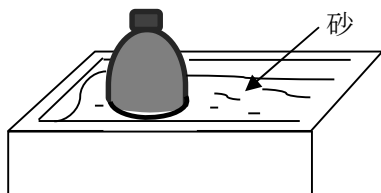
(イ) 容器の大きさに応じ、台にくぼみ等を設けること（次図参照）。

(図「くぼみ等設ける場合」)



(ウ) 容器を砂箱内に収納すること（次図参照）。

(図「砂箱の場合」)



第3 すべての行為に共通する技術基準（条例第34条の2第1項関係）

- 1 条例第34の2第1項第3号中「遮光」とは、日光により分解し、又は、化学変化により危険性が增大することが予想される危険物を直射日光から避けることをいい、遮光しなければならない危険物として、黄りん、エーテル、二硫化炭素、コロジオン等がある。
- 2 条例第34の2第1項第3号中「換気」とは、換気設備により室内の空気を有効に置換するとともに、室温を上昇させないことをいう。
- 3 条例第34の2第1項第4号中「その他の計器」とは、液面計、流速計、流量計、導電率計、回転計及び電流計等をいう。
- 4 条例第34の2第1項第7号中「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。」とは次によることをいう。
 - (1) 「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」とは、実態により判断されるものとする。
 - (2) 「可燃性のガス」とは、アセチレン、水素、液化石油ガス、都市ガス等可燃性のものをいう。
 - (3) 「可燃性の微粉」とは、マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じん及び小麦粉、でん粉その他可燃性粉じん、で、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれがあるものをいう。
 - (4) 「完全に接続し」とは、接続器具、ネジ等を用いて堅固に、かつ、電氣的に確実に接続し、接続点に張力が加わらない状態をいう。
 - (5) 「火花を発する機械器具、工具、履物等」には次のものをいう。

ア 機械器具

- (ア) グライNDER等衝撃により火花を発するもの
- (イ) 電熱器、暖房機器等高温部を有するもの
- (ウ) 防爆性能を有しない電気機械器具であって、スイッチ、モーター、静電気の発生が顕著な機器等電氣的火花を発するもの

イ 工具

防爆用安全工具（ベリリウム銅合金製のものに限る。）、ゴム製ハンマー等以外の工具をいう。

ウ 履物

底に鉄びょうのある靴をいう。

5 条例第34の2第1項第8号中「保護液」とは、空気等に接触させると著しく危険となる危険物を保護するための液をいい、保護液には、硝化綿、黄りん及び二硫化炭素の場合の水、金属カリウム及び金属ナトリウムの場合の軽油又は灯油等がある。

6 条例第34の2第1項第9号中「接触又は混合しないような措置」とは、不燃材料での区画等の措置をいう。

7 条例第34の2第1項第10号中「危険物の温度が局部的に上昇しない方法」とは、次のいずれかの方法をいう。

(1) 直火を使用しない方法

(2) 熱源と被加熱物とを相対的に動かしている方法

(3) 被加熱物の温度分布に片よりを生じさせない方法

8 条例第34条の2第1項第12号中「防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所」とは、次のいずれかの場所をいう。

(1) 屋外であって、火源等から安全と認められる距離を有している場所

(2) 屋内であって、火源等から安全と認められる距離を有しており、かつ、周囲の壁のうち2方向以上が開放されているか、又はそれと同等以上の通風、換気が行われている場所

(3) 屋内の区画された場所であって、次の条件を満たすもの

ア 隔壁は、不燃材料で造られたもの又はこれと同等以上の防火性能を有する構造のものであること。

イ 隔壁に開口部を設ける場合は、防火設備が設けられていること。

ウ 当該区画された場所内に火源となるものが存在しないこと。

(4) 屋内において、有効な不燃性の塗装ブースが設けられており、かつ、当該塗装場所内に火源となるものが存在しない場所

9 条例第34条の2第1項第13号中「危険物が危険な温度に達しないようにして行う」とは、次のいずれかの方法をいう。

- (1) 焼入油の容量を十分にとる方法
- (2) 循環冷却装置を用いる方法
- (3) 攪拌装置を用いる方法
- (4) 冷却コイルを用いる方法
- (5) その他、上記と同等以上の効果があると認められる方法

10 条例第34条の2第1項第14号中「染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置する」とは、作業部分に局所排出方式の排気設備等を設けるとともに、当該作業によって生じる廃液についても容器に収納して貯蔵する等安全に処置することをいう。

11 条例第34条の2第1項第15号中「バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにする」とは、次の(1)又は(2)の方法をいう。

(1) バーナーの逆火防止方法

ア プレパージ

バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス等を有効に除去する方法

イ ポストパージ

バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃焼ガス等を除去する方法

(2) 危険物があふれないようにする方法

ア 燃料をポンプにて供給している場合などに戻り管を設置する方法

イ フレームアイ、フレームロッド、火炎監視装置等により、バーナーの不着火時における燃料供給を停止する方法

12 条例第34条の2第1項第16号中「火災予防上必要な指示を与えること」とは、作業内容に応じた安全対策（火気使用、作業手順等取扱い上の注意事項）について指示を与えることをいう。

13 条例第34条の2第1項第17号中「危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合」とは、収納し、又は詰め替える容器は、容積又は重量にかかわらず当該基準が適用される。

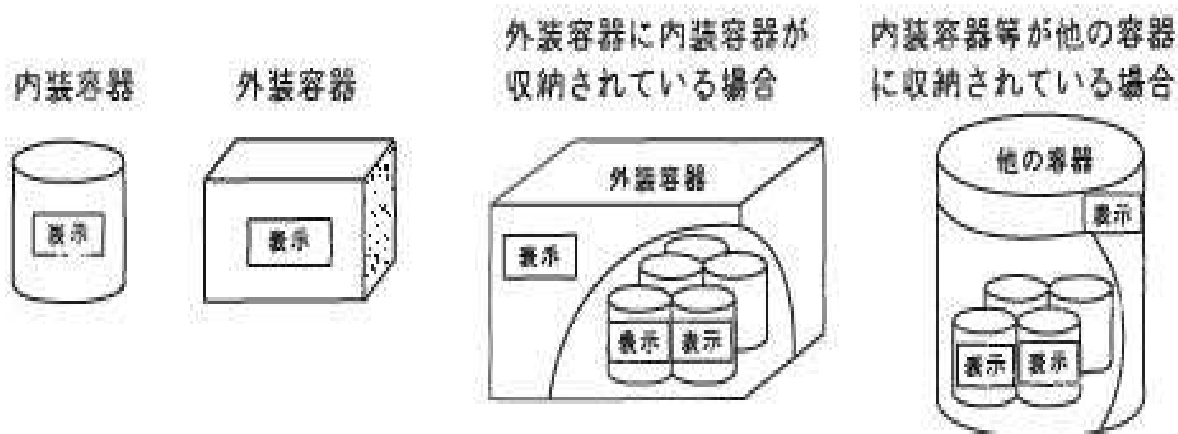
14 条例第34条の2第1項第17号ア中「これと同等以上であると認められる容器」には、次のものがある。

- (1) 危告示第68条の2の2に掲げる容器
- (2) 危告示第68条の3の3に定める容器

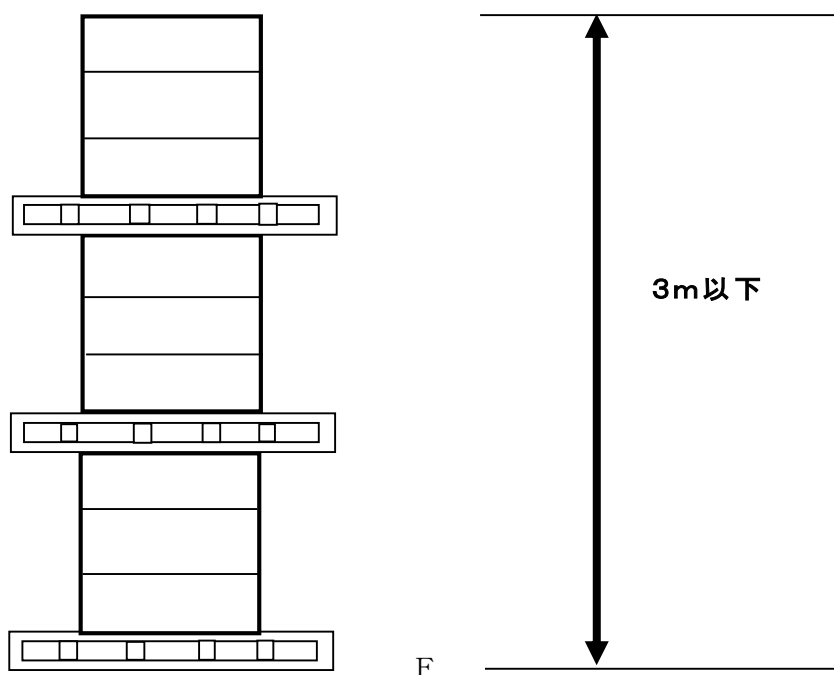
15 条例第34条の2第1項第17号中イ「表示」の内装容器等の表示については、次によること。

表示を要する内装容器等（次図参照）

（図「表示の例」）



16 条例第34条の2第1項第18号中「容器を積み重ねて貯蔵する場合」の高さは、地盤面又は床面から容器の上端までの高さをいう。

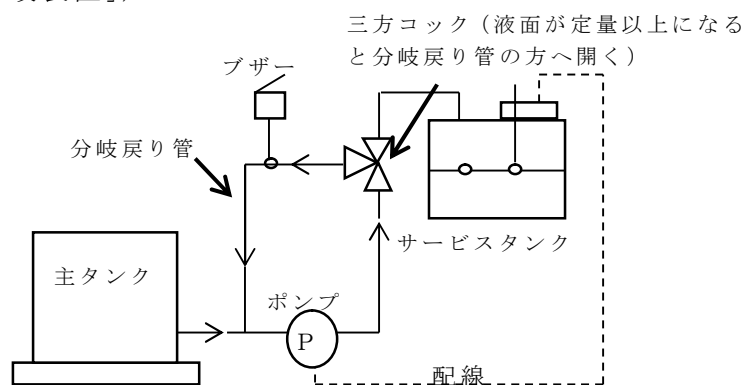


第4 構造等のすべてに共通する技術基準（条例第34条の2第2項関係）

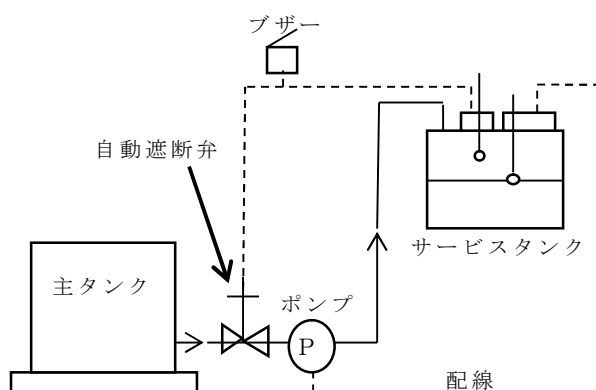
1 条例第34条の2第2項第2号中「危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備」とは、次のいずれかの設備をいう。

- (1) 二重管、二重配管、戻り配管、波返し、フロートスイッチ、ブース、受皿、囲い、逆止弁、ふた等をいい、危険物の貯蔵、取扱形態及び地震対策を考慮して実態により有効なものであること。
- (2) サービスタンクについては、過剰給油を有効に戻すことができる戻り専用管（自然流下による管にあっては、給油管の径のおおむね1.5倍以上の径を有するものとし、かつ、弁を設けないこと。）等の設置を次の例により指導すること（次図1から4参照）。

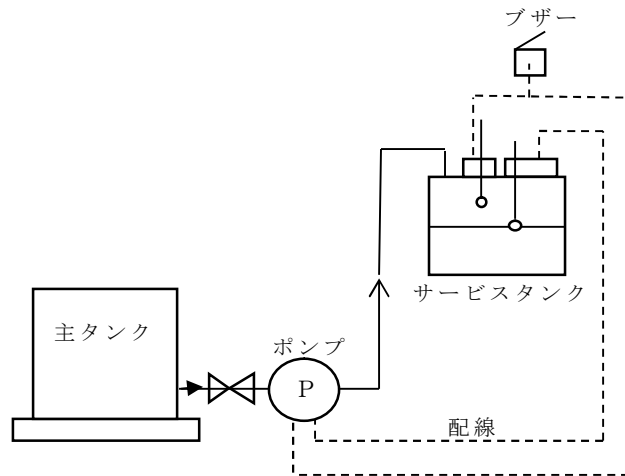
（図1 「分岐装置」）



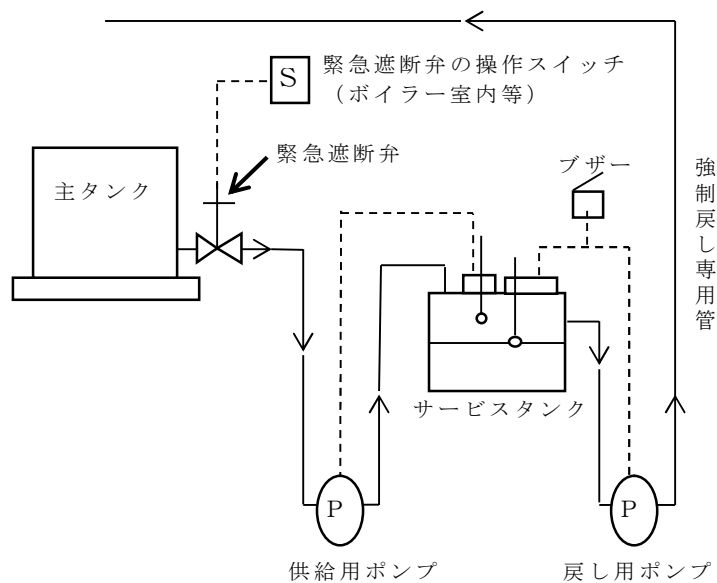
（図2 「二重フロートスイッチによる遮断弁」）



(図3 「二重フロートスイッチによるポンプ停止装置」)



(図4 「強制戻し専用管及び緊急遮断弁」)



2 条例第34条の2第2項第4号中「火災を防止するための附帯設備」とは、次のいずれかの設備をいう。

- (1) 温度を自動的に制御できる装置又は機構
- (2) 引火を防止できる装置又は機構
- (3) 局部的に危険温度に加熱されることを防止する装置又は機構

3 条例第34条の2第2項第5号中「圧力計及び有効な安全装置」とは、次によることをいう。

(1) 加圧設備等における「圧力計」については、次の条件を満たすものとする。

ア 常時、圧力が視認できるもの

イ 最大常用圧力の 1.2 倍以上の圧力を適切に指示できるもの

(2) 加圧設備等における「有効な安全装置」とは、次のいずれかの装置をいう。

ア 自動的に圧力の上昇を停止させる装置

イ 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの

ウ 警報装置で、安全弁を併用したもの

エ 破壊板

(3) 加圧設備等における「安全装置」は、タンク本体又はタンクに直結する配管に取り付けるものとし、その取付位置は、点検が容易であり、かつ、作動した場合に気体のみ噴出し、内容物を吹き出さない位置とする。

4 条例第 34 条の 2 第 2 項第 6 号中「引火性の熱媒体」とは、加熱した高引火点危険物を循環させることにより、熱を伝える媒体をいう。

5 条例第 34 条の 2 第 2 項第 6 号中「熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造」とは、熱媒体又はその蒸気がそのまま噴出しないように、その安全装置から配管等で冷却装置や予備タンクに導くような構造をいう。

6 条例第 34 条の 2 第 2 項第 7 号中「電気工作物に係る法令」とは、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年 3 月 27 日通商産業省令第 52 号）」をいい、引火性危険物の蒸気が漏れ、又は滞留するおそれのある場所（以下「危険場所」という）の電気設備については、危険場所の分類に応じた防爆構造の機器を使用しなければならない。

なお、危険場所とは次のいずれかの場所をいう。

(1) 引火点が 40 度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所

(2) 引火点が 40 度以上の危険物であっても、その可燃性液体を当該引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場所

(3) 可燃性微粉（危険物、非危険物を問わない）が滞留するおそれのある場所

7 条例第 34 条の 2 第 2 項第 8 号中「静電気が発生するおそれのある設備」とは、特殊引火物、第 1 石油類、第 2 石油類及び導電率が 10^{-8} S/m （ジーメンズ／メートル）以下の危険物を取り扱う設備をいう。

8 条例第34条の2第2項第8号中「静電気を有効に除去する装置」とは、次の(1)又は(2)の装置をいう。

(1) 接地によるもの

- ア 接地抵抗値が概ね1,000オーム以下となるよう設ける。
- イ 接地端子と接地導線との接続は、ハンダ付等により完全に接続する。
- ウ 接地線は、機械的に十分な強度を有する太さとする。
- エ 接地端子は、危険物を取り扱う設備の接地導線と確実に接地ができる構造とし、
取付箇所は引火性危険物の蒸気が漏れ、又は滞留するおそれのある場所以外とする。
- オ 接地端子の材質は、導電性の良い金属（銅、アルミニウム等）を用いる。
- カ 接地導線は良導体の導線を用い、ビニール等の絶縁材料で被覆し、又はこれと同等以上の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有するものとする。

(2) その他、前(1)と同等以上の静電気除去性能を有する方法によるもの

9 条例第34条の2第2項第9号中「危険物を取り扱う配管」とは、次によることをいう。

(1) 配管の材質

ア 金属製配管

条例第34条の2第2項第9号ア中「配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するもの」のうち、金属製のものには、次の規格に適合する配管材料がある（次表参照）。

（表「配管材料」）

	名称	記号
JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS
3103	ボイラ及び圧力容器用炭素鋼及びモリブデン鋼鋼板	SB
3106	溶接構造用圧延鋼材	SM
3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP
3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG
3455	高圧配管用炭素鋼鋼管	STS
3456	高温配管用炭素鋼鋼管	STPT
3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	STPY

3458	配管用合金鋼鋼管	STPA
JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管	SUS-TP
3460	低温配管用鋼管	STPL
4304	熱間圧延ステンレス鋼板	SUS-HP
4305	冷間圧延ステンレス鋼板	SUS-CP
4312	耐熱鋼板	SUH-P
JIS H 3300	銅及び銅合金継目無管	C-T C-TS
3320	銅及び銅合金溶接管	C-TW C-TWS
4080	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管	A-TES A-TD A-TDS
4090	アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	A-TW A-TWS
4630	配管用チタン管	TTP

イ 合成樹脂製配管

危険物保安技術協会の性能評価を受けた合成樹脂製配管を使用する場合は、性能評価確認書を確認すること。

ウ 強化プラスチック製配管

強化プラスチック製配管を使用する場合は、製造所運用基準第2章の第4の17(2)によること。

(2) 可動部分に高圧ゴムホースを用いる場合

使用場所周囲の温度又は火気の状況、ゴムホースの耐油、耐圧性能、点検の頻度等を総合的に判断し、安全性が確認できる場合に限って認めることができる。

(3) 水圧試験

ア 原則として配管をタンク等へ接続した状態で行う。ただし、タンク等へ圧力をかけることができない場合にあつては、その接続部直近で閉鎖して行う。

イ 自然流下により危険物を送る配管にあつては、最大背圧を最大常用圧力とみなして行う。

ウ 配管の継手の種別にかかわらず、危険物が通過し、又は滞留する全ての配管について行う。

- (4) 条例第34条の2第2項第9号エ中「外面の腐食を防止するための措置」とは、次のいずれかの防食措置がされていることをいう。

ア 地上に設置する配管の腐食を防止するための措置は、さび止め塗装によること。

ただし、銅管、ステンレス鋼管、亜鉛メッキ鋼管等の腐食するおそれがないものはさび止め塗装を要しない。

イ 地下に設置する配管の腐食を防止するための措置は、製造所運用基準第2章第4の17(7)のとおりとする。ただし、合成樹脂製フレキシブル配管、強化プラスチック製配管等の腐食するおそれがないものは、塗覆装又はコーティングを要しない。

なお、容易に点検できるピット内（ピット内に流入する土砂、水等により腐食するものを除く。）の配管、あるいは配管を建築物内等の地下に設置する場合で、埋設されるおそれがなく、かつ、容易に点検できるものは、前アによることができる。

- (5) 条例第34条の2第2項第9号オ中「当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置」とは、手動バルブ及びフランジ継手等を用い、接続部に点検ボックスを設けることをいう。

- (6) 条例第34条の2第2項第9号カ「上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護」とは、鉄筋コンクリート舗装による方法、コンクリート等のピットに設置する方法、保護管による方法等の措置をいう。

第5 屋外の技術基準（条例第34条の3関係）

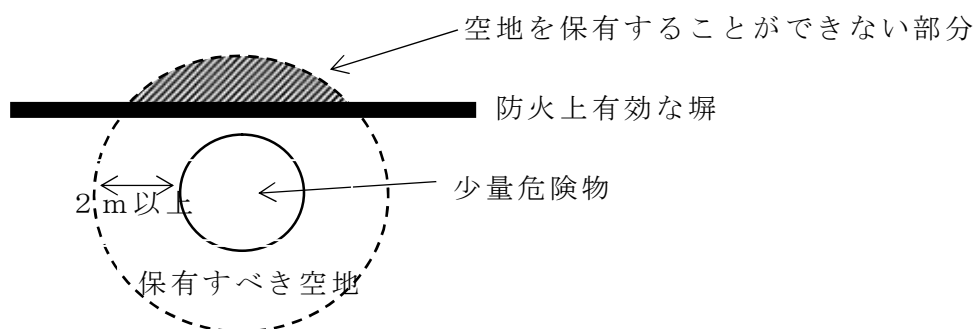
1 条例第34条の3第2項第1号中「空地を保有する」とは、次によることをいう。

- (1) 危険物を取り扱う設備、装置等（危険物を取り扱う配管その他これに準ずる工作物を除く。）は、当該設備等を水平投影した外側を基点として必要な幅を保有すること。
なお、側溝等で区画されている場合は、当該側溝等の外側から測定すること。
- (2) 容器による貯蔵等は、前(1)の境界を起点として必要な幅を保有すること。
- (3) 空地は、原則として所有者等が所有権、地上権、借地権等を有しているものであること。
- (4) 地盤は平坦（流出防止措置部分を除く。）であり、かつ、軟弱でないこと。
- (5) 原則として、空地内には延焼の媒体となるもの、初期消火活動に支障となるものは設けることはできないものであること。ただし、空地内に植栽を設ける場合は、植栽する植物が、延焼の媒体とならず、かつ、消防活動上支障とならない草本類及び高さが概ね50センチメートル以下の常緑の樹木は除く。

2 条例第34条の3第2項第1号中「防火上有効な塀」とは、次によることをいう。

- (1) 材質は、条例第34条の3第2項第1号に規定する不燃材料又はこれと同等以上の防火性を有するものであること。
- (2) 高さは1.5メートル以上とする。ただし、貯蔵又は取扱いに係る施設の高さが1.5メートルを超える場合は、当該施設の高さ以上であること。
- (3) 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とする（次図参照）。

（図「塀を設ける場合の遮へい範囲」）

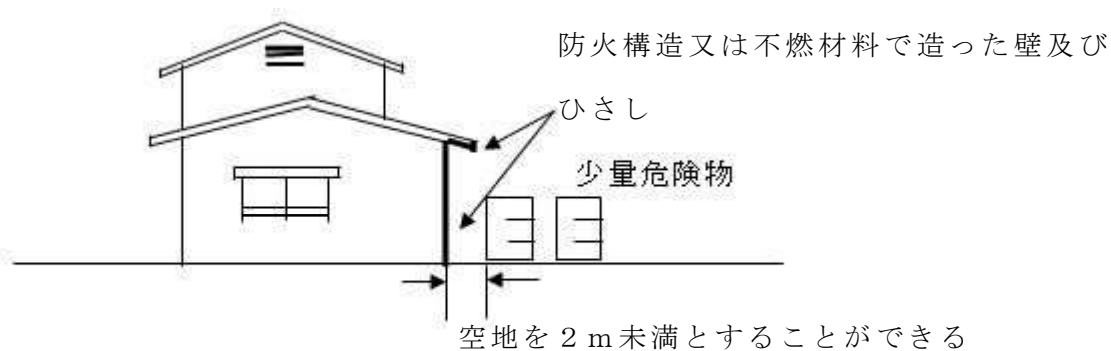


- (4) 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものとする。

3 条例第34条の3第2項第1号中「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」は次によること。

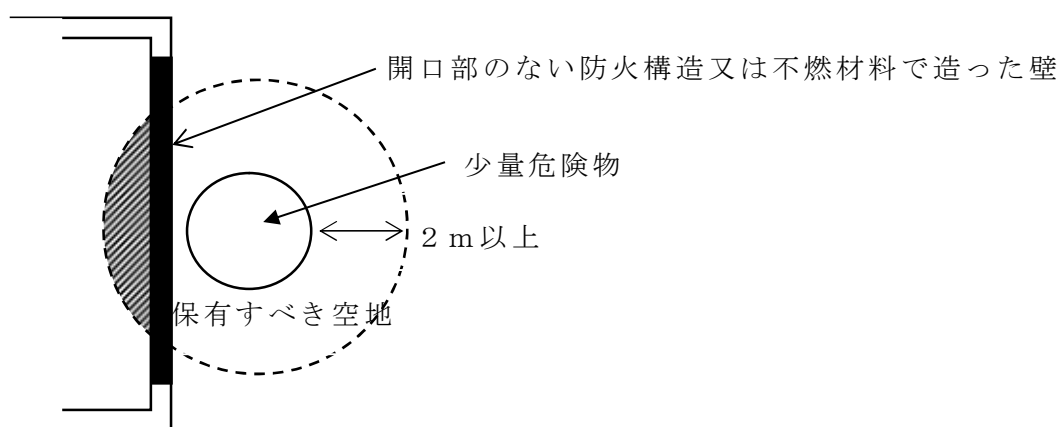
(1) 高さは、地盤面から当該施設が面する階までの高さとする（次図参照）。

（図「壁を設ける場合の高さ」）



(2) 幅は、空地进行を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とする。（次図参照）

（図「壁を設ける場合の遮へい範囲」）



4 条例第34条の3第2項第2号中「危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」とは、次によることをいう。

(1) 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝等を設ける措置

(2) 危険物を取り扱う設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける措置

(3) パッケージの形態を有し、危険物の流出防止に同等の効果があると認められる措置

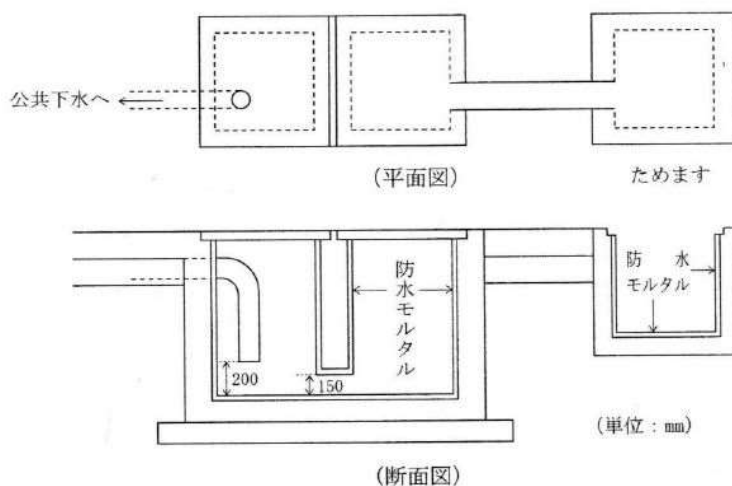
5 条例第34条の3第2項第2号中「危険物が浸透しない材料」には、金属板、モルタル等で造られたものがある。その範囲は、しきい又はせきにより囲まれた部分とする。

6 条例第34条の3第2項第2号中「適当な傾斜及びためます又は油分離装置」とは、次によることをいう。

- (1) 「適当な傾斜」とは、円滑にためます又は油分離装置に流入する程度の勾配とし、具体的にはおおむね100分の1程度の傾斜とする。
- (2) 「ためます」の大きさは貯蔵し、又は取り扱う危険物の量に応じたものでなければならないが、原則として、縦、横及び深さを30センチメートル以上とする。
- (3) 「ためます又は油分離装置」については、次の例がある。

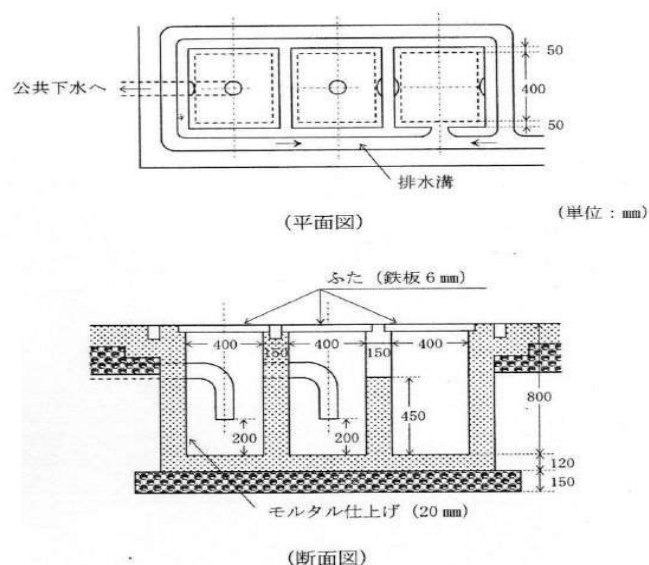
ア ためますと油分離装置が別々の例（次図参照）

（図「ためます及び油分離槽を別々とした例」）



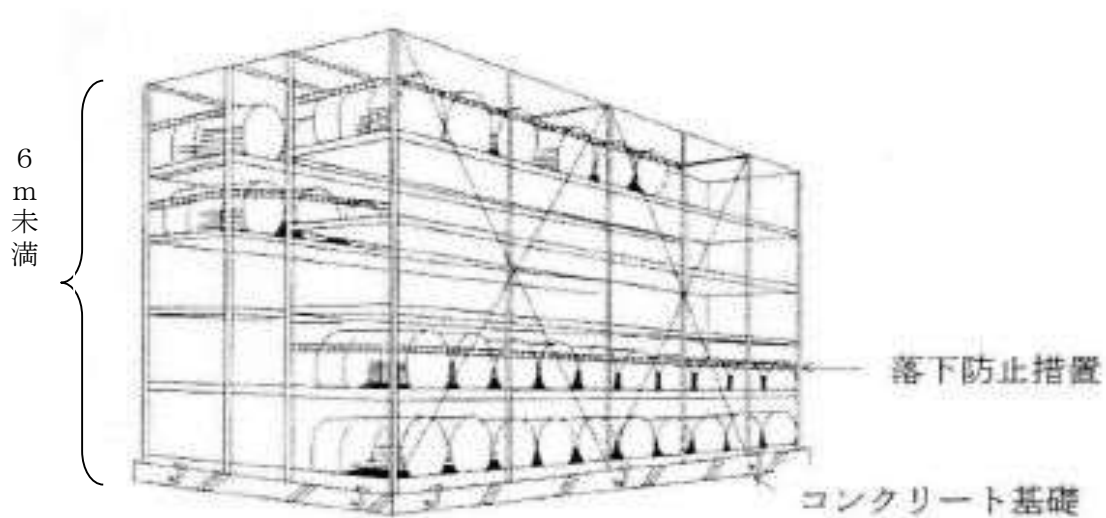
イ ためますを含めた油分離装置の例（次図参照）

（図「ためますを含めた油分離装置の例」）



7 条例第34条の3第2項第3号中「架台は不燃材料で堅固に造る」とは、次によることをいう。

- (1) 「堅固に造る」とは、架台の自重及び貯蔵する危険物等の重量に対して十分な強度を有し、かつ、地震動等により座屈を生じない構造であることをいう。
- (2) 架台は、地震動等により容易に転倒しないよう、堅固な基礎、床面又は壁面等にアンカーボルト等で固定する（次図参照）。



第6 屋内の技術基準（条例第34条の3の2関係）

1 条例第34条の3の2第1号中「壁、柱、床、はり、階段及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること」について、構造規制を受ける範囲は、原則として室内全体（保有空地例による場合を含む。）とする。したがって、天井のない室にあっては、屋根も含むものとする（図「屋内に空地を保有する例」）。

2 条例第34条の3の2第2号中「防火戸」とは、防火設備（建基法第2条第9号の2ロに規定するもの）に限る。なお、防火シャッターは、防火戸に含まれるものであること。

3 条例第34条の3の2第3号中「危険物が浸透しない構造」とは、コンクリート、金属板、モルタル等で造られたものをいう。

4 条例第34条の3の2第3号中「適当な傾斜」とは、円滑にためますに流入する程度の勾配とし、具体的にはおおむね100分の1程度の傾斜とする。

なお、傾斜のみで円滑にためますに流入することが難しい場合は、幅及び深さがおおむね10センチメートル以上の排水溝を設けること。

5 条例第34条の3の2第3号中「ためます」とは、貯蔵し、又は取り扱う危険物の量に応じたものでなければならないが、原則として、縦、横及び深さを30センチメートル以上としたものをいう。

6 条例第34条の3の2第4号中「架台は不燃材料で堅固に造る」とは、第2章の第5の7の規定を準用する。

7 条例第34条の3の2第5号中「採光、照明及び換気の設備を設ける」とは、次によることをいう。

(1) 原則として、採光設備及び照明設備を設けること。ただし、次の場合はその限りでない。

ア 照明設備を設けた場合の採光設備

イ 日没後の取扱いがなく昼間において十分な採光が取れる場合の照明設備

(2) 屋根から必要な採光を取る場合は、不燃性を有するものを使用すること。

なお、ガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

(3) 照明設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）によること。なお、屋内において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所が第34条の2第1項第7号の場所に該当する場合は、防爆構造の電気設備を設けるこ

と。

(4) 「換気の設備」は、次による。

ア 換気設備は、室内の容積に応じた有効なものとする。

イ 給排気口は、有効に換気ができ、かつ、火災予防上支障のない位置に設けること。

ウ 給気口には、おおむね40メッシュの銅網等による引火防止装置を設けること。

ただし、火災予防上支障がないと認められる場合にあっては、この限りでない。

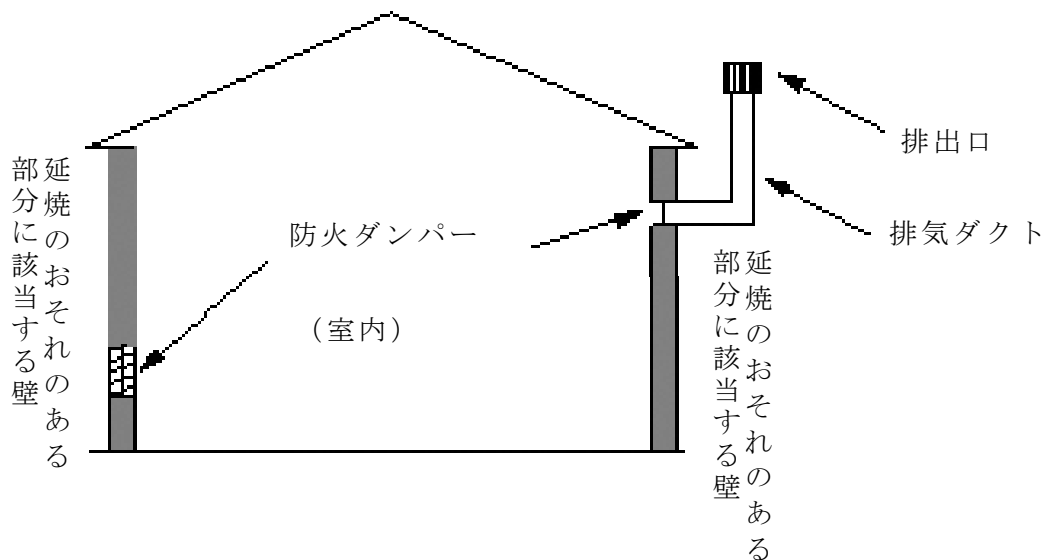
エ 換気設備は、原則として不燃材料で造ること。

オ 給排気口は、雨水等が浸入しない構造とすること。

カ 蒸気排出設備を設置した場合は、換気設備を設けないことができる。

キ 延焼のおそれのある部分に該当する壁に給排気口を設ける場合には、温度ヒューズ付の防火ダンパーを設けること（次図参照）。

（図「防火ダンパーの設置例」）



8 条例第34条の3の2第6号中「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」は、次による。

(1) 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

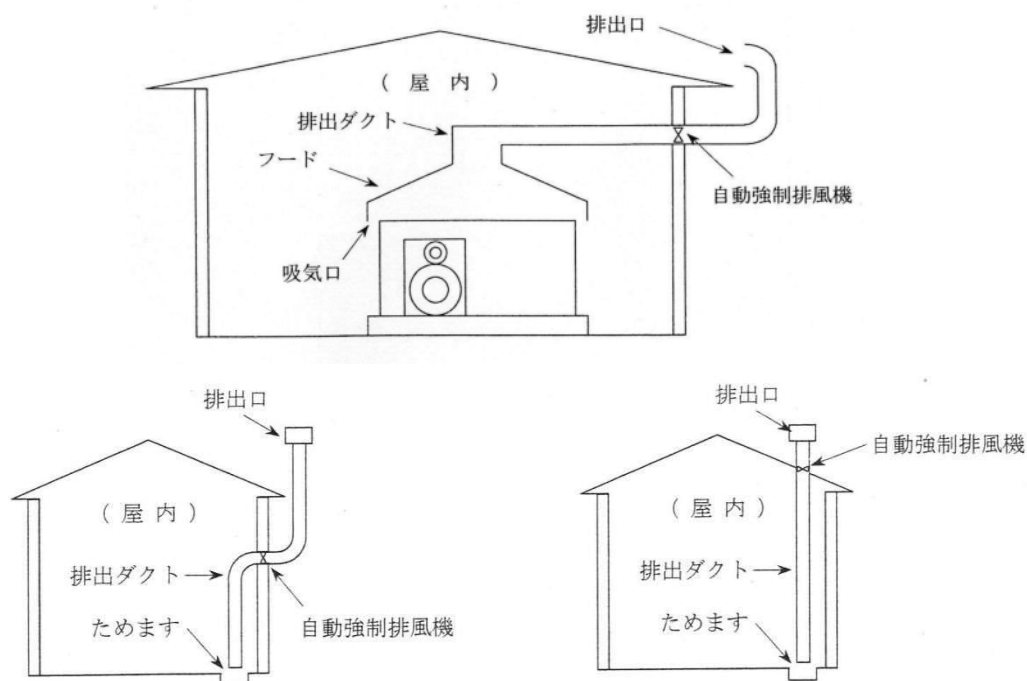
(2) 引火点が40度以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合

(3) マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じん及び小麦粉、でん粉その他可燃性粉じんで、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれがある場合

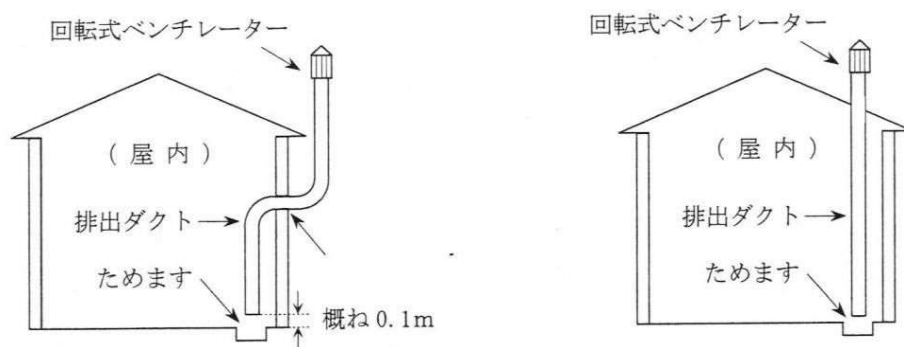
9 条例第34条の3の2第6号中「屋外の高所に排出する設備」については、次による。

- (1) 「屋外の高所」とは、屋根上又は屋外の高所であって、建築物の窓等の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から1メートル以上離れていることをいう。
- (2) 「排出する設備」は、次のいずれかの例により設ける（次図参照）。

（図「自動強制排出設備の例」）



（図「強制排出設備の例」）



この場合、延焼のおそれのある部分に該当する壁に排出ダクトが貫通している場合には、当該貫通部分には温度ヒューズ付の防火ダンパーを設ける。

第7 タンクの技術基準（条例第34条の4関係）

- 1 条例第34条の4第1項第1号中「タンクの容量」は、タンクの内容積の90パーセント以上95パーセント以下の量をいう。
- 2 条例第34条の4第2項第1号中「次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次によることをいう。
 - (1) 「鋼板」とは、JIS G 3101一般構造用圧延鋼材SS400のことをいう。
 - (2) 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板のことをいう。（次表参照）

$$t = t_0 \times \sqrt{\frac{400}{\sigma}}$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm²）

t₀：タンク容量の区分に応じた鋼板の厚さ（mm）

表 主な金属板の最小板厚例

材質	JIS規格	引張強さ (N/mm ²)	容 量						
			40リットル以下	40リットルを超え 100リットル以下	100リットルを超え 250リットル以下	250リットルを超え500リットル以下	500リットルを超え 1,000リットル以下	1,000リットルを超え 2,000リットル	2,000リットルを超えるもの
一般圧延鋼板	SS-400	400	1.0	1.2	1.6	2.0	2.3	2.6	3.2
ステンレス鋼	SUS304	520	0.9	1.1	1.5	1.8	2.1	2.3	2.9
	SUS316								
アルミニウム鋼板	A5052P-H34	235	1.4	1.6	2.1	2.7	3.1	3.4	4.2
	A5083P-H32	305	1.2	1.4	1.9	2.3	2.7	3.0	3.7
アルミニウム	A1080P-H24	85	2.2	2.7	3.5	4.4	5.0	5.7	7.0

3 条例第34条の4第2項第1号「圧力タンク」とは、最大常用圧力が正圧又は負圧で5キロパスカルを超えるタンクをいう。

4 条例第34条の4第2項第2号中「堅固な基礎又は架台上に設ける」とは、次によるこという。

(1) 基礎は、鉄筋コンクリートで造られたものとする。ただし、べた基礎（平面形状がはり形基礎、独立基礎でない基礎）の場合は、無筋コンクリート造とすることができる。

(2) 架台の高さは、地盤面上又は床面上から3メートル以下とする。

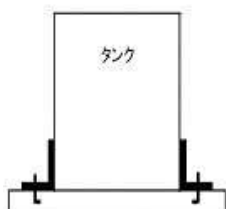
(3) 架台は、不燃材料で造り、タンクが満油状態のときの荷重を十分支えることができ、かつ、地震動時の振動に十分耐えることができる構造とする。

(4) タンクをコンクリート等の基礎又は架台上に固定する場合は、次の例による。

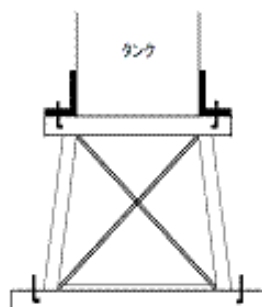
ア タンク側板に固定用板を溶接し、その固定用板をアンカーボルト等で固定する。

アンカーボルトは、引抜き力、せん断力を考慮して選定する（次図参照）。

（図「基礎上に固定する例」）

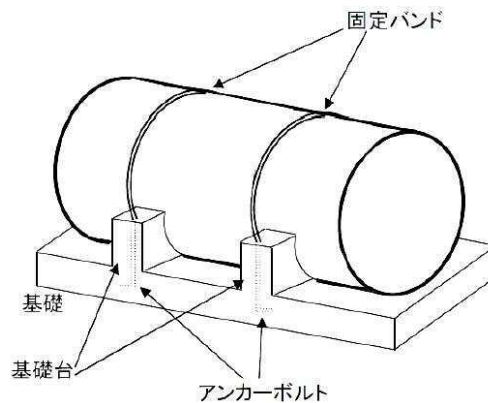


（図「架台上に固定する例」）



イ タンクを直接基礎に固定することなく、締付バンド及びアンカーボルト等により間接的に固定する。この場合において、バンド及びアンカーボルト等には、さび止め塗装がされていること（次図参照）。

(図「タンクを直接基礎に固定しない例」)



- 5 条例第34条の4第2項第3号中「さび止めのための措置」とは、さび止め塗料等による塗装がされていることをいう。
- 6 条例第34条の4第2項第4号中「圧力タンクにあっては有効な安全装置」とは、第4の3の(2)の規定を準用する。
- 7 条例第34条の4第2項第4号中「雨水の浸入を防止するための措置」とは、先端を水平より下に45度以上曲げる等の措置をいう。
- 8 条例第34条の4第2項第5号中「引火を防止するための措置」とは、通気管の先端におおむね40メッシュの銅網等による引火防止装置を設ける措置をいう。
- 9 条例第34条の4第2項第6号中「危険物の量を自動的に表示する装置」とは、気密又は蒸気が容易に発散しない構造とした浮子式計量装置、電気作動方法又は圧力作動方法による自動計量装置等をいう。ただし、ガラスゲージを用いる場合は、金属管で保護した硬質ガラス等で造られたものであることをいう。
- 10 条例第34条の4第2項第7号中「注入口」とは、次によることをいう。
 - (1) 注入口を2箇所以上併設する場合は、注入口のふたに容易に識別でき、かつ、容易に消えない方法でその旨の表示がされていること。
 - (2) 注入口の周囲には、飛散防止措置を講じておくこと。
 - (3) 静電気による災害が発生するおそれのある引火性液体を受け入れる注入口には、静電気を有効に除去する移動タンク用電極を設けること。
 - (4) タンクの注入口が当該タンクから著しく離れているか、又は注入口の位置において計量装置の確認が不可能なタンクにあっては、計量装置の位置と注入口の位置との間に連絡装置（専用電話、インターホン、応答ブザー、液位指示警報器等をいう。）を設けること。

11 条例第34条の4第2項第7号中「火災予防上支障のない場所」とは、次によることをいう。

(1) 火気使用場所と防火上有効に遮へいされた場所

(2) 引火点40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの注入口の設置にあつては、当該危険物の蒸気の滞留するおそれのある階段、ドライエリア等を避けた位置

12 条例第34条の4第2項第9号中「地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置する」とは、次によることをいう。

(1) 配管結合部の直近に可撓管継手を設ける。この場合において、当該継手は、耐熱性を有し、かつ、地震動等により容易に離脱しないものであること。

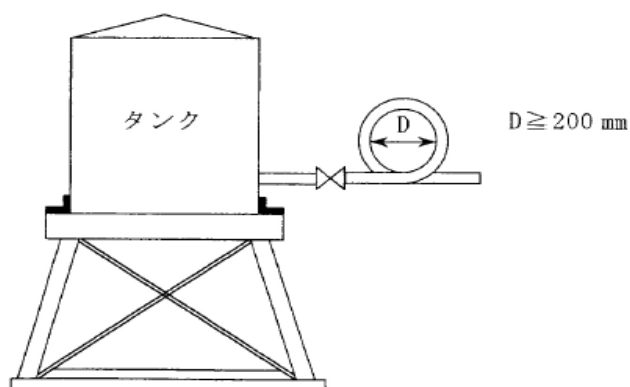
(2) 可撓管継手のうちベローズ形伸縮継手を用いる場合は、次表の左欄に掲げる管の呼び径に応じ、同表の右欄に掲げる長さを有するものとする（次表参照）。

（表「ベローズ形伸縮継手の必要な長さ」）

管の呼び径（A）	長さ（mm）
25未満	300
25以上50未満	500
50以上	700

(3) 配管が著しく細く、可撓管継手を設けることができない場合にあつては、当該配管のタンク直近部分を内径200ミリメートル以上のループ状とする等の措置を講じる（次図参照）。

（図「可撓管継手を設ける例」）



13 条例第34条の4第2項第10号中「流出を防止するための有効な措置を講ずること」とは、次によることをいう。

(1) 鉄筋コンクリート製又は鋼板、ステンレス等の金属製のものとするとともに、当該囲いの容量は、タンクの最大容量以上の量を収納できる量とすること。【令和2年消防危第71号】

(2) 複数のタンクを包含するように囲いを設ける場合は当該囲いの容量は、包含されるタンクのうち、最大のものの容量以上の量を収納できる量とすること。この場合において、配管の破損により流出事故が発生した際、タンク直近の開閉弁の操作により、複数のタンクから同時に危険物が流出するおそれのないものとすること。【令和2年消防危第71号】

(3) 屋内に設けるタンクの囲いは、壁、敷居、ピット、その他漏れた危険物が拡散しない方法をもって当該囲いに替えることができる。

(4) 屋外に設けるタンクの囲いには、その内部の滞水を外部に排水するための水抜口を設けるとともに、これを開閉する弁等は防油堤の外部に設けること。また、当該開閉弁には「開」及び「閉」の状態を明確にする表示をすること。

(5) 標識等を囲いに設ける場合は、囲いの機能に影響のない位置及び方法によること。
【令和2年消防危第71号】

14 条例第34条の4第2項第11号中「底板の外面の腐食を防止するための措置」とは、アスファルトサンドの敷設、底板外面へのタールエポキシ樹脂コーティング、その他腐食防止に有効な塗覆装を施すことをいう。

15 条例第34条の4第2項第12号中「容易に点検することができる位置」とは、屋内のタンクにあつては、タンクと壁又は工作物等との間におおむね50センチメートル以上の間隔を保ち、本体等の点検ができることをいう。ただし、点検等に支障がないと認められる場合にあつては、この限りではない。

第8 地下タンクの技術基準（条例第34条の5関係）

- 1 条例第34条の5第2項第1号中「危険物の漏れを防止することができる構造」とは、危規則第24条の2の5に規定する構造をいう。
- 2 条例第34条の5第2項第1号ア中「タンクの外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている」とは、危告示第4条の48に規定するものと同様とする。
- 3 条例第34条の5第2項第1号ア中「腐食し難い材質」とは、ガラス繊維強化プラスチック（以下「FRP」という。）をいう。
- 4 条例第34条の5第2項第1号イ中「ふた」に用いる鉄筋は直径9ミリメートル以上とし、配筋の間隔は0.3メートル以下とする。
- 5 条例第34条の5第2項第1号ウ中「タンクに直接荷重がかからないようにふたを設ける」とは、ふたの重量及びふたにかかる車両その他の荷重に十分耐える強度を有する構造をいい、支柱に鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート管を用いる場合は、次によること。
 - (1) 支柱は、4本以上設けること。ただし、2以上のタンクを隣接して設ける場合にあっては、タンク相互間に設ける支柱は、兼用することができる。
 - (2) 主鉄筋の直径は、12ミリメートル以上とし、その数は4本以上設けること。
 - (3) 鉄筋のかぶりは、5センチメートル以上とすること。
 - (4) 支柱の鉄筋は、ふた及び基礎の鉄筋と接続すること。
 - (5) 支柱に鉄筋コンクリート管を用いる場合は、呼び径200ミリメートル以上のものを使用し、その中空部には主鉄筋4本以上入れ、コンクリートを充填すること。
- 6 条例第34条の5第2項第3号中「堅固な基礎」とは、厚さ0.2メートル以上の鉄筋コンクリート（鉄筋は直径9ミリメートル以上のものをふたと同様の間隔で入れること。）で造られていることをいう。
- 7 条例第34条の5第2項第3号中「固定する」とは、締付バンド、ボルト等により固定する。この場合において、バンド及びボルト等にはさびどめの塗装がされていること。
- 8 条例第34条の5第2項第4号中「厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチック」とは、次による。

- (1) 「鋼板」とは、J I S G 3 1 0 1 に定める一般構造用圧延鋼材のうちの S S 4 0 0 のことをいう。
- (2) 「これと同等以上の強度を有する金属板」は、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。

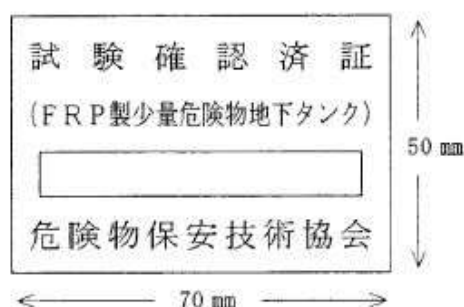
$$t = 3.2 \times \sqrt{\frac{400}{\sigma}}$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)
 σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

- (3) 「これと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチック」は、「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」(平成 5 年消防危第 6 6 号) によること。

なお、危険物保安技術協会の認定品は、同等以上の性能を有するものとして扱って支障ない(次図参照)。

(図「試験確認済証」)



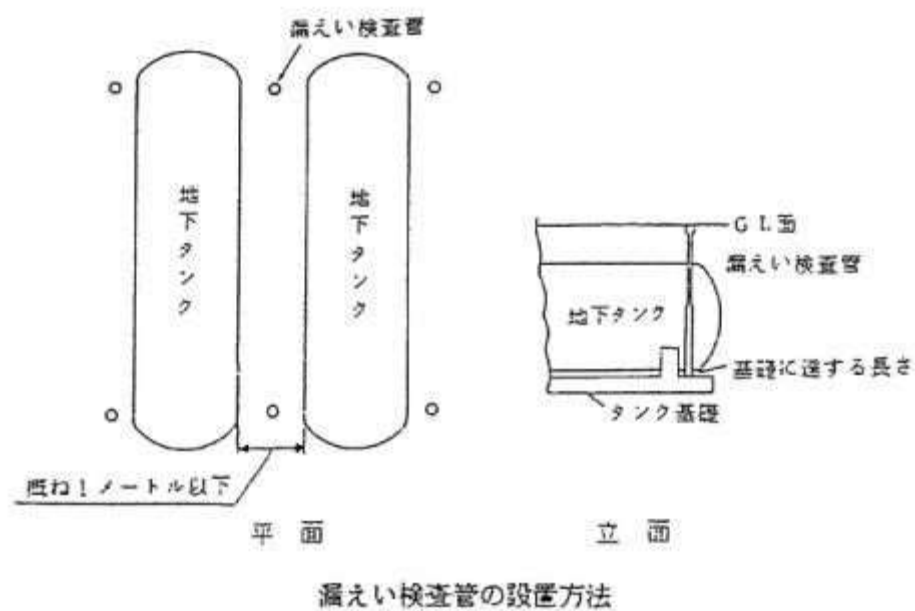
備考

1. 試験確認済証の材質は金属板とし、厚さは 0.2 mm とする。
2. 試験確認済証の地は青色とし、文字、整理番号用枠内は消銀色、整理番号は黒色とする。

- 9 条例第 3 4 条の 5 第 2 項第 4 号中「圧力タンク」とは、最大常用圧力が 4 6 . 7 キロパスカル以上のものをいう。
- 10 条例第 3 4 条の 5 第 2 項第 5 号中「危険物の量を自動的に表示する装置」は、第 7 の 9 によること。
- 11 条例第 3 4 条の 5 第 2 項第 5 号中「計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置」とは、タンク本体と同じ材質及び板厚の補強板を溶接することをいう。ただし、FRP タンクの場合は、材質上から底板に損傷を与えるような検尺棒方式は用いないこと。
- 12 条例第 3 4 条の 5 第 2 項第 7 号中「2 箇所以上の管を設ける等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備」は次の設備が該当する。

(1) 漏えい検査管

2以上の地下タンクをおおむね1メートル以下に接近して設けるときの漏えい検査管は、次図の例により設けることができる。



(2) 危規則第24条の2の2第4項に規定する二重殻タンクの漏れを検知する設備

第9 移動タンクの技術基準（条例第34条の6関係）

1 条例第34条の6第1項第1号中「注入ホース」とは、次によるものをいう。

- (1) 材質は、取り扱う危険物によって侵されるおそれのないものであること。
- (2) 危険物の取扱い中の圧力等に十分耐える強度を有するものであること。
- (3) 長さは不必要に長いものでないこと。

2 条例第34条の6第1項第1号中「緊結する」とは、ねじ式結合金具、突合せ固定式結合金具等による方法がある。

3 条例第34条の6第1項第2号中「安全な注油に支障がない範囲の注油速度」とは、毎分60リットル以下の速度とする。

4 条例第34条の6第1項第3号中「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを有効に接地すること」とは、次による。

(1) 「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、特殊引火物、第1石油類、第2石油類及び導電率が 10^{-8} S/m（ジーメンズ／メートル）以下の危険物をいう。

(2) 「有効に接地する」とは、接地導線を用い除電を行うことをいう。接地導線については、次による。

ア 接地導線は、良導体の導線を用い、ビニル等の絶縁材料で被覆したもの又はこれと同等以上の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有すること。

イ 接地電極等と緊結することができるクリップ等が取り付けられていること。

5 条例第34条の6第1項第5号中「開始前に、弁、マンホール及び注入口のふた等の点検を行うこと」とは、危険物を輸送する者が、輸送する前に付属装置等の点検を行って異常のないことを点検することをいう。

6 条例第34条の6第1項第6号中「安全な場所」とは、民家等の密集する地域を避け、交通量が少なく、道路が狭隘でなく、付近で火気を使用していない安全で地盤のよい場所をいう。

7 条例第34条の6第2項第1号中「火災予防上安全な場所に常置すること」とは、移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所であって、火気を使用する設備が付近に設けられていない屋外又は屋内の場所をいい、当該常置場所は次によること。

(1) 屋内の場所は、建築物の屋内に面する部分が不燃材料で造られ、又は覆われた場所であること。

(2) 常置する場所には、その範囲を明示すること。

8 条例第34条の6第2項第2号中「厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次によることをいう。

(1) 「鋼板」とは、JIS G 3101一般構造用圧延鋼材SS400のことをいう。

(2) 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板のことをいう。ただし、最小板厚は2.8ミリメートル以上とする（次表参照）。

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t :使用する金属板の厚さ (mm)

σ :使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

A :使用する金属板の伸び (%)

表 タンクの材質と必要な最小板厚

材 質 名	JIS 記号	引張り強さ (N/mm ²)	伸び (%)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
ステンレス鋼板	SUS 304	520	40	2.37	2.8
	SUS 316	520	40	2.37	2.8
	SUS 304L	480	40	2.43	2.8
	SUS 316L	480	40	2.43	2.8
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	7	5.51	5.6
	A5083P-H32	305	12	4.23	4.3
	A5083P-O	275	16	3.97	4.0
	A5083P-H112	285	11	4.45	4.5
	A5052P-O	175	20	4.29	4.3
アルミニウム板	A1080P-H24	85	6	8.14	8.2
溶接構造用圧延鋼材	SM490A	490	22	2.95	3.0
	SM490B	490	22	2.95	3.0
高耐候性圧延鋼材	SPA-H	480	22	2.97	3.0

- 9 条例第34条の6第2項第2号中「圧力タンク」とは、第8の9による。
- 10 条例第34条の6第2項第3号中「Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定」とは、次による。
- (1) 「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあっては、メインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいう。
 - (2) タンクをシャーシフレーム等にUボルトにより固定した場合のほか緊結金具を用いる方法又は溶接による方法があるが、ロープ等で固定する方法は認められない。
- 11 条例第34条の6第2項第4号中「安全装置」とは、次により設けるものをいう。
- (1) 安全装置は、タンク頂部に設けること。
 - (2) 安全装置は、直射日光や気温の上昇によるタンク内圧の上昇防止、危険物払い出し時の大気圧との平衡保持のために設けるもので、作動圧力は移動タンクの常用圧力に応じたものを選定すること。
 - (3) 安全装置の吹き出し部分の有効面積は、容量が2,000リットル以下のタンク室に係るものにあつては15平方センチメートル以上、容量が2,000リットルを超えるタンク室に係るものにあつては25平方センチメートル以上であること。
- 12 条例第34条の6第2項第5号中「間仕切を厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、前8の規定を準用する。
- 13 条例第34条の6第2項第6号中「厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。」とは、次による。
- (1) 防波板は、タンクの移動方向と平行に設ける。
 - (2) 容量が2,000リットル以上のタンク（間仕切板によって間仕切られているタンクはタンク室）に設ける防波板は、危規則第24条の2の9の規定により設けるよう指導する。
 - (3) 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」は、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

14 条例第34条の6第2項第7号中「マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板これと同等以上の機械的性質を有する材料で造る」とは、前8の規定を準用する。

15 条例第34条の6第2項第8号中「防護柵を設ける」とは、次により設けることをいう。

- (1) 防護柵の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の付属装置の高さ以上とする。
- (2) 防護柵は、厚さ2.3ミリメートル以上の鋼板とする。ただし、これ以外の金属板で造る場合は、次式により算出された数値以上の厚さのものとする。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 2.3$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

- (3) 防護柵は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状とする。

16 条例第34条の6第2項第9号中「非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設ける」とは、次による。

- (1) 「非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等」は、必ずしもレバーの操作により閉鎖するものに限らないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えるものでなければならない。
- (2) 緊急レバー等の文字を容易に識別できる大きさ及び色で、見易い位置に表示する。

17 条例第34条の6第2項第11号中「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること」とは、次による。

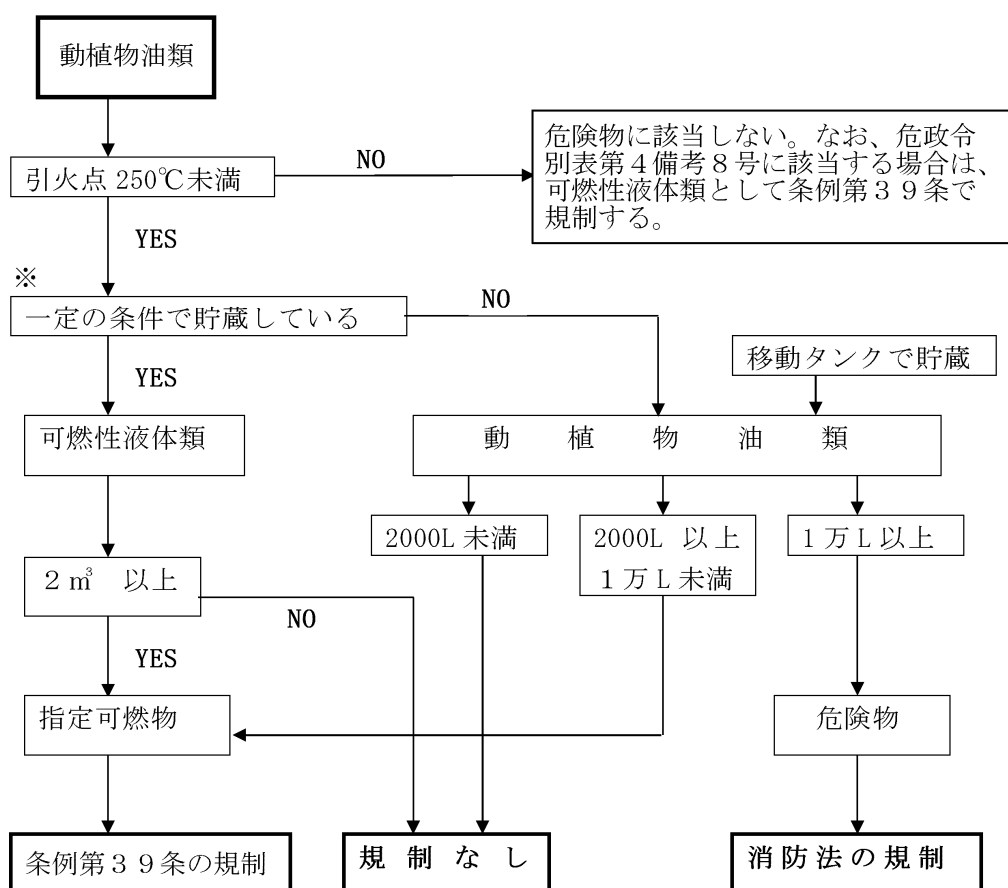
- (1) 「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所」には、引火点40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの防護柵内若しくは、ポンプ設備が収納されている場所等密閉された部分等が該当する。
- (2) 「可燃性の蒸気に引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいう。

第10 動植物油類の除外規定（条例第36条関係）

条例第36条中「指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、当該各条の規定は、適用しない」とは、法別表第1備考17に基づき、危規則第1条の3第7項に規定する要件を満たす動植物油類については、数量にかかわらず危険物から除外され、危政令別表第4備考第8号の可燃性液体に該当するものとされている。しかし、危規則第1条の3第7項に規定する要件を満たしていない10,000リットル未満の動植物油類は、条例第33条から第35条までの規定が適用されることとなるが、貯蔵条件により適用される基準が異なることとならないよう、本条で適用を除外し、規制の統一を図っている。

なお、指定数量未満の動植物油類は、指定可燃物として規制されるため、条例第39条の可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等による。

（動植物油類の規制チャート）



※ 一定の条件とは、危規則第1条の3第7項の規定により貯蔵保管されていることをいう。なお電気ヒーター又はスチーム等によりタンクを保温して貯蔵保管している場合でも保温温度が40度未満の場合は常温で貯蔵保管されているに該当する。

第11 屋上設置のサービスタnk及びキュービクル式自家発電設備

1 基準の適用

建築物の屋上に設置するサービスタnk及びキュービクル式自家発電設備は、次に掲げるとおりとする。

- (1) キュービクル式自家発電設備は、屋外の基準とする。
- (2) サービスタnk又は鋼板で造られた外箱（以下「外箱」という。）付のサービスタnkは、屋外の基準とする。ただし、外箱が条例第34条の3の2（屋内の基準）に適合する場合は、屋内の基準として規制して差し支えない。

2 流出防止措置

(1) キュービクル式自家発電設備

条例第34条の3第2項第2号の基準について、油が外部に漏れない構造のものであれば省略することができる。

(2) サービスタnk又は外箱付のサービスタnk

第2章の第7の13のとおり。ただし、外箱付サービスタnkが屋内の基準を適用している場合で、ためます等によりタンクの最大容量以上の量を収納できる場合にあっては、条例第34条の4第2項第10号にあっては省略することができる。

3 屋外の基準を適用した場合の空地及び測定位置

(1) キュービクル式自家発電設備

条例第15条第3項において準用する第14条第2項及び条例第34条の3第2項第1号の基準のとおり。なお、空地はキュービクルの外面から測定する。

(2) タンク

ア 単体のサービスタnkにあっては、条例第34の3第2項第1号の基準のとおり。

なお、空地はサービスタnkの外面から測定する。

イ 屋内の基準を適用している場合にあっては、空地不要。

ウ 外箱付のサービスタnkで屋外の基準を適用している場合にあっては、条例第34の3第2項第1号の基準のとおり。なお、空地はサービスタnkの外箱の外面から測定する。

4 指導上の注意点

屋内の基準を適用した外箱付サービスタnk又は屋外の基準を適用した外箱付サービスタnkいずれにおいても、外箱とタンクの間には条例第34の4第2項第12号に定める点検のための間隔を要する。基準については、第2章の第7の15のとおり。

キュービクル式自家発電設備及びサービスタンクの基準適用表

	適用基準	空地の基準及び測定位置
キュービクル式自家発電設備	屋外	条例第 15 条第 3 項及び第 34 条の 3 第 2 項第 1 号の基準 空地は、キュービクルの外面から測定
鋼板等で造られた 外箱付サービスタンク	屋外	条例第 34 条の 3 第 2 項第 1 号の基準 空地は、外箱の外面から測定
	屋内	空地なし
単体のサービスタンク	屋外	条例第 34 条の 3 第 2 項第 1 号の基準 空地は、タンク外面から測定

第12 リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱い

リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いについては、以下を参考とすること。

1 キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用について

【令和4年消防危第96号】

2 車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について

【令和4年消防危第295号】

3 鋼板製の筐体で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池に係る指定数量について

【令和5年消防危第214号】

4 リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について

【令和6年消防危第200号】

5 上記以外にリチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに関する通知

第13 給油を主な目的とする屋外タンクによる危険物の貯蔵又は取扱い

- 1 当該設備を少量危険物として設置するには、タンクの容量及び1日の給油量が指定数量未満であること。【昭和55年消防令第73号】
- 2 当該設備は取扱いを主体とするため、少量危険物取扱所であり、貯蔵にかかるタンクの部分は附帯するものであること。
- 3 規制範囲は、自家給油取扱所と同様、給油する車両の停車スペースを含むものであり、規制範囲の地盤面は危険物が浸透しないコンクリート等で覆い、傾斜及びためます又は油分離装置は第5の6の規定を準用すること。

第14 袋物かばん加工等で使用するゴムのり等の特例

1 適用範囲

袋物かばん加工等で使用するゴムのり等の危険物を個人の住居の用に供する場所で貯蔵し、又は取り扱うもので、その取扱い量が指定数量の5分の1以上、指定数量未満であること。

2 基準

- (1) 貯蔵し、又は取扱う危険物に適応する消火器（4型以上）を2個以上設けること。
- (2) 不燃材料で造られた貯蔵庫（ロッカー等）を設けること。
- (3) 火気を使用しないこと。ただし、火災予防上安全と認める場合は、この限りでない。
- (4) 可燃性蒸気を有効に排出することができる設備（換気扇等）を設けること。
- (5) 電気設備は防爆構造とすること。ただし、次のいずれかに適合する場合は、この限りでない。

ア 引火点が40度以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

イ 危険物を貯蔵し又は取扱う場所から1メートル以上高い位置に設置し、又は、使用する場合

ウ 前号による設備を設けることにより可燃性蒸気を有効に排出できる場合

- (6) 作業を行う室の構造は、不燃材料とすること。ただし、第1号から第5号までの基準に適合し、かつ作業室の規模及び作業形態等から比較的危険性が低いものにあつてはこの限りでない。

第15 放電加工機の特例

危険物保安技術協会における、放電加工機の型式試験確認済証を貼付されたものについては、自動消火装置等安全装置が備えられており、従前に比較して安全性の向上が図られていることを考慮し、放電加工機を設置する位置、構造については条例第41条の特例を認めて差し支えないものとする。

第16 射出成型機の特例

油圧式の射出成型機が少量危険物に該当する事業所で建物構造等が条例の基準に合致しない場合でも建物全体に法第17条の消火設備が適法に設置されており、安全性が確認できたものについては、A B C 10型消火器2本程度を付加設置させ、条例第41条の特例を認めても差し支えないものとする。

第 17 電気設備に係る特例

防爆構造の電気設備の設置が必要であっても、当該電気設備に防爆構造のものがない場合に限り、次のいずれかの措置を施したときには、条例第 4 1 条を適用し、危険場所に防爆構造でない電気設備を設けることができる。

- (1) 電気設備を囲う容器（外箱）内の圧力を、保護気体（容器内に圧入する空気又は窒素等の不燃性の気体をいう。）により容器周囲の圧力より高く保持する措置（エアパージ）

ア 電気設備の通電中は、容器内の圧力を、容器周囲の圧力より 5 0 パスカル以上高く保持すること。

イ 容器内の圧力を検知する機器を設けるとともに、容器内の圧力が所定の値を下回った場合に警報を発し、かつ、容器周囲との圧力差が 5 0 パスカルを下回る前に自動的に電気設備の電源が遮断されること。

ウ 自動的に遮断された電源は、自動復旧しないこと。

- (2) ガス検知器（可燃性蒸気を検知する機器をいう。以下同じ。）と連動して自動的に電気設備の電源が遮断される措置（インターロック）

ア 可燃性蒸気の発生する範囲が狭く、かつ可燃性蒸気が存在する時間が短いこと。

イ 可燃性蒸気の発生する場所の周囲にガス検知器を設けること。

ウ 可燃性蒸気の濃度が爆発下限界の 2 5 パーセントを上回った場合には、次の ⑦ 及び ⑧ の措置が施されていること。

⑦ 警報を発すること。

⑧ 防爆構造でない電気設備の電源は自動的に遮断されること（自動火災報知設備等の感知器を除く。）。

エ 自動的に遮断された電源は、自動復旧しないこと。

第3章 指定可燃物の運用基準

第1 品名の区分等

1 品名の区分

指定可燃物のうち、綿花類、ぼろ及び紙くずの不燃性又は難燃性の判断については、「45度傾斜バスケット法燃焼試験」に基づき行うものとする。

(1) 条例別表第7の品名欄に掲げる用語の意義は、同表備考各号に定めるもののほか、次によるものとする。

ア 綿花類

- (ア) トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。
- (イ) 綿花類には、天然繊維、化学繊維の別なく含まれる。
- (ロ) 羽毛は綿花類に該当する。
- (ハ) 不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当するが、鉄締めされた羊毛は綿花類に該当しない。
- (ニ) 不燃性又は難燃性の繊維は、次のものが該当する。
 - a 不燃性のものとしては、ガラス等の無機質の繊維がある。
 - b 難燃性のものとしては、塩化ビニリデン系の繊維がある。

イ 木毛及びかんなくず

- (ア) 木毛には、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材に限らず、木綿（もくめん）、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等が該当する。
- (イ) かんなくずとは、手動又は電気かんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。製材所などの製材過程に出るおがくずや木っ端はかんなくずには該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当する。
- (ロ) プレーナくずは、かんなくずに該当する。

ウ ぼろ及び紙くず

ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古いダンボール、用いられなくなった衣服等が該当する。

エ 糸類

糸類とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当する。また、不燃性又は難燃性でない毛糸は、糸類に該当する。

オ わら類

- (7) わら類には、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。
- (4) 乾燥藁とは、いぐさを乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等がこれに含まれる。
- (7) こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ、製造たばこは、わら類に該当しない。

カ 再生資源燃料

- (7) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料とし、燃料等の用途に利用するため成形、固化して製造されたものをいう。代表的なものとして、次のものがある。

なお、製造されたものが燃料用途以外に使用される場合でも再生資源燃料に該当するが、廃棄処理の工程として単に塊状とただけのものは除かれる。

a R D F（Refuse Derived Fuel）

家庭から出される塵芥ごみ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として、成形、固化することにより製造されたもの

b R P F（Refuse Paper and Plastic Fuel）

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として、成型、固化することにより製造されたもの

c 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合もある。）とし、添加剤等を加えて製造されたもの

- (4) 合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とする場合や木材加工品又は木くずを成型して燃料とする場合は、既に指定されている指定可燃物としての火災危険性に変化が生じないことから、再生資源燃料には該当しない。ただし、木くずや汚泥に添加剤を加えて加工するなど、物品が持つ本来の性状が変化する場合には、再生資源燃料に該当する。

キ 可燃性固体類

- (ア) 可燃性固体類には、オルトークレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が該当する。
- (イ) 条例別表第7備考6の燃焼熱量及び融点については、J I S K 2279「原油及び石油製品 - 発熱量試験方法及び計算による推定方法」、J I S K 0064「化学製品の融点及び溶融範囲測定方法」による。

ク 石炭、木炭類

- (ア) 石炭は、無煙炭、瀝青炭褐炭、亜炭、泥炭をいい、石炭を乾留して生産されるコークスもこれに該当する。
- (イ) れん炭は、粉状の石炭、木炭を混合して成形した燃料で、豆炭や炭団もこれに該当する。
- (ウ) 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しない。

ケ 可燃性液体類

可燃性液体類には、第2石油類、第3石油類、第4石油類、動植物油のうち一定の要件（引火点、可燃性液体量、燃焼点等）に適合するもので、危険物から除かれるものが該当する。

コ 木材加工品及び木くず

- (ア) 製材した木材、板、柱、半製品（製材した木材、板等を用いて組立てたもので、完成品の一部品となるもの）及び完成した家具類等は、木材加工品に該当する。
- (イ) 原木（立ち木を切り出した丸太の状態のもの）は木材加工品に該当しないものである。ただし、丸太のままで使用する電柱材、木箱、建築用足場材は、木材加工品に該当する。
- (ウ) 水中に貯蔵している木材は、木材加工品に該当しないものである。
- (エ) 廃材及びおがくずは、木くずに該当するが軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは、木くずに該当しないものである。
- (オ) 防炎処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当する。

サ 合成樹脂類

- (7) 合成樹脂とは、石油などから化学的に合成される複雑な高分子物質で固体状の樹脂の総称をいう。熱を加えると軟化し、冷却すると固化する熱可塑性樹脂と加熱成型後さらに加熱すると硬化して不溶不融の状態となる熱硬化性樹脂に分かれる。熱可塑性樹脂としては、塩化ビニル樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン等があり、熱硬化性樹脂としては、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フタル酸樹脂、ポリエステル樹脂、ケイ素樹脂、エポキシ樹脂等が該当する。
- (4) 合成樹脂類のうち、発泡させたものとは、概ね発泡率6以上のものをいい、梱包等に用いられる発泡スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。

なお、発泡ビーズは可燃性固体類に該当する。

- (9) 条例別表第7備考9中「不燃性又は難燃性」の判断は次による。
- a J I S K 7 2 0 1 - 2「プラスチック—酸素指数法による高分子材料の燃焼性の試験方法—第2部：室温における試験」に基づいて行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。
- b 上記aの方法により難い粉粒状又は融点の低い合成樹脂の不燃性又は難燃性の試験方法については、「「引火」の取扱い並びに合成樹脂の不燃性及び難燃性の試験方法について（通知）」（平成7年消防危第50号）の別記1により行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う（次表参照）。

(表「一般的に使用される合成樹脂の例」)

酸素指数 2.6 未満の合成樹脂の例※	アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂 (A S) アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 (A B S) エポキシ樹脂 (E P)・・・接着剤以外のもの 不飽和ポリエステル樹脂 (U P) ポリアセタール (P O M) ポリウレタン (P U R) ポリエチレン (P E) ポリスチレン (P S) ポリビニルアルコール (P V A L)・・・粉状〔原料等〕 ポリプロピレン (P P) ポリメタクリル酸メチル (P M M A、メタクリル酸樹脂)
酸素指数 2.6 以上又は液状の合成樹脂の例	フェノール樹脂 (P F) フッ素樹脂 (P F E) ポリアミド (P A) ポリ塩化ビニリデン (P V D C、塩化ビニルデン樹脂) ポリ塩化ビニル (P V C、塩化ビニル樹脂) ユリア樹脂 (U F) ケイ素樹脂 (S I) ポリカーボネイト (P C) メラミン樹脂 (M F)・・・球状〔原料等〕 アルキド樹脂 (A L K)

※ 難燃化により酸素指数が 2.6 以上のものがある。

※ 括弧書は略号または別名を示す。

- (イ) 合成樹脂製品には、合成樹脂を主体とした製品で、他の材料を伴う製品（靴、サンダル、電気製品等）であって合成樹脂が容積又は重量において 50 パーセント以上を占めるものが該当する。

なお、再生資源燃料に該当する場合は、合成樹脂の容積又は重量に関わらず、再生資源燃料として取り扱う。

- (ロ) 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずには、次のものが該当する。

a 天然ゴム

ゴム樹から組成した乳状のゴム樹液（ラテックス）を精製したものであり、ラテックスを凝固して固体にしたものが生ゴムである。ラテックスは加硫剤を加え手袋や接着剤等に使用されている。

b 合成ゴム

天然ゴムの組成がイソプレンの重合体であることに着目し、イソブレンと構造が類似したブタジエンやクロロブレンを人工的に合成してできる重合分子化合物である（次表参照）。

(表「合成ゴムの例」)

スチレンブタジエンゴム (S B R)	ハイバロン
ニトリルブタジエンゴム (N B R)	アクリルゴム
ネオプレンゴム	シリコンゴム
ブチルゴム	フッ素ゴム
ステレオラバー	ウレタンゴム

c 再生ゴム

廃棄物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴムで自動車タイヤ再生ゴム、自動車チューブ再生ゴム、雑再生ゴム等がある。

- (㊦) 不燃性又は難燃性ゴムにはシリコンゴム又はフッ素ゴムがあり、加硫剤によって不燃性又は難燃性となる。
- (㊧) ゴム製品とは、ゴムタイヤの他、ゴムを主体とした製品で、他の材料を伴う製品（ゴム長靴、ゴルフボール等）であってゴムが容積又は重量において50パーセント以上を占めるものは、該当するものとする。ただし、エボナイト（生ゴムに多量のイオウを加えて比較的長時間加硫して得られる固いゴム製品をいう。）は該当しないものとする。
- (㊨) フォームラバー（ラテックス（水乳濁液）配合液を泡立たせ、そのまま凝固させ加硫した柔軟な多孔性ゴムをいう。）はゴム類に該当する（次表参照）。

(表「フォームラバーの例」)

エバーソフト	アポロソフト
クリーンフォーム	ヤカIFORM
ファンシーフォーム	マックスフォーム
ラバーソフト	ハマIFORM

- (㊩) ゴム半製品とは、原料ゴムとゴム製品との中間工程にあるすべての仕掛品をいう。

シ 品名の異なる指定可燃物が一体となった製品等

- (㊪) 品名が異なる指定可燃物が一体となった製品（例：ビーチサンダル、ソファ等、布と合成樹脂が一体となった製品）は、いずれかの重量又は容積が50パーセント以上の品名に該当する。
- (㊫) 品名に該当する物品と品名に該当しない物品からなる製品は、品名に該当する物品の重量又は容積が50パーセント以上である場合に、指定可燃物に該当する。
- (㊬) 建築廃材等で複数の物品が成形、固化されずに混在しているものについては、物品ごとに条例別表第7の品名に照らして、その数量以上となる物品を貯蔵し、

又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所として規制する。

2 指定可燃物の貯蔵及び取扱い

指定可燃物の貯蔵及び取扱いは、次による。

(1) 貯蔵及び取扱いに該当する場合

条例別表第7の数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、又は工場において製造、加工する場合、並びに工場用資機材として貯蔵し、又は取り扱う場合等

ア 「貯蔵」とは、倉庫内に保管することや屋外に集積する等の行為をいう。

イ 「取扱い」とは、指定可燃物に係る製造・加工等をいう。

(2) 貯蔵及び取扱いに該当しない場合

ア 一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子、学校の机、ホテルのベッド類、図書館の図書类等

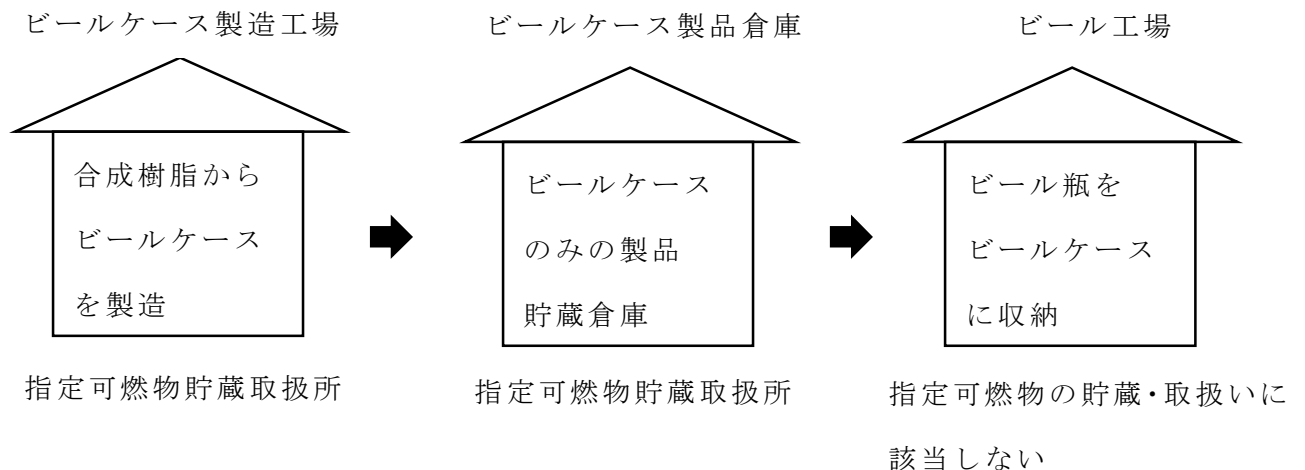
イ 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの

ウ 百貨店等において陳列、展示しているもの

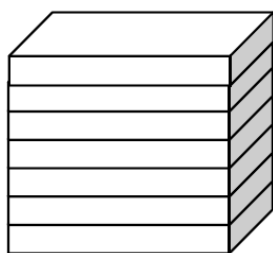
エ 施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材、道路の舗装材等

オ ビールケース、ダンボール、パレット等を搬送用の道具等として使用する場合（次図参照）

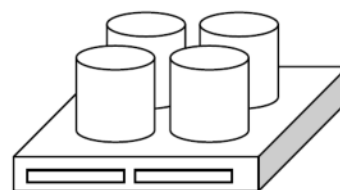
（図「ビールケース（合成樹脂類）の場合」）



(図「パレット等（合成樹脂類）の場合」)



パレット等の集積は、
指定可燃物に該当する



道具として使用されているパレット等
は、指定可燃物に該当しない

3 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲

指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲は、次による。

(1) 可燃性固体類等の同一場所の範囲

可燃性固体類等の同一場所の範囲は、第2章の第1の1に準ずる。

(2) 綿花類等の同一場所の範囲

ア 屋外の場合

原則として敷地ごととする。ただし、防火上安全な距離（防火上安全な距離とは10メートル以上の距離をいう。）を有する場合はこの限りでない。

イ 屋内の場合

原則として建築物ごととする。ただし、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う室の壁、柱、床及び天井（天井がない場合は、上階の床）が耐火構造であって、かつ、開口部には自動閉鎖の特定防火設備（上階との区画においては煙感知器連動によるものも可）が設けられている場合は、当該室ごととすることができる。

4 指定可燃物を同一場所で貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定

(1) 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の数量は、瞬間最大停滞量により算定する。

(2) 指定可燃物の数量の算定は、実際の指定可燃物の部分の容積又は重量を算定し、箱型に成型されている場合等の空間部分は算定しないものとする。

(3) 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定については、条例別表第7の数量以上の品名のみを合算した数量とする。

【例1】糸類500,000キログラム（500倍）、綿花類60,000キログラム（300倍）、ぼろ及び紙くず800キログラムを貯蔵し、又は取り扱っている場合、条例別表第7に定める数量以下のぼろ及び紙くずを除き、条例別表第7の数量以上

の糸類と綿花類のみを合算して、合計 800 倍の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うものとする（次表参照）。

（表「数量の算定例 1」）

品名	貯蔵取扱量	条例 別表第 7 の数量	備考
糸類	500,000 kg	1,000 kg	別表第 7 に定められている量の 500 倍
綿花類	60,000 kg	200 kg	別表第 7 に定められている量の 300 倍
ぼろ及び紙くず	800 kg	1,000 kg	別表第 7 に定められている量未満なので非該当
合計			別表第 7 に定める量以上の物品を倍数ごとに合算し、800 倍となる

【例 2】綿花類 150 キログラム、糸類 800 キログラム、ぼろ及び紙くず 800 キログラムのように 2 以上の異なる指定可燃物の品名の量がそれぞれ条例別表第 7 の数量未満の場合は、合算せず綿花類等の貯蔵又は取扱いに該当しない（次表参照）。

（表「数量の算定例 2」）

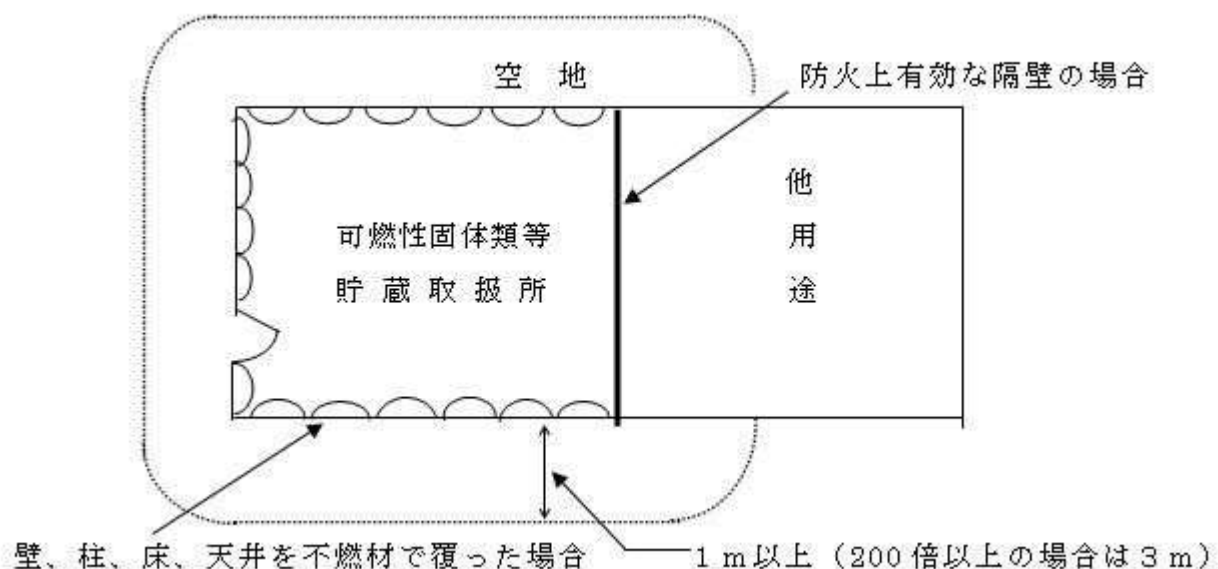
品名	貯蔵取扱量	条例別表第 7 の 数量	備考
糸類	800 kg	1,000 kg	別表第 7 に定められている量未満なので非該当
綿花類	150 kg	200 kg	別表第 7 に定められている量未満なので非該当
ぼろ及び紙くず	800 kg	1,000 kg	別表第 7 に定められている量未満なので非該当
合計			別表第 7 に定められている量未満の場合は、合算しないので貯蔵取扱いの対象外

【例３】条例別表第７の同一品名欄に含まれる異なる物品を貯蔵し、又は取り扱う場合には、それぞれの品名を同一の品名として合算して計算する。ただし、合成樹脂類の発泡させたものとその他のものについては除く。

綿糸	+	毛紡毛糸	+	麻糸	+	化学繊維糸	→	糸類
５００kg		５００kg		５００kg		５００kg		２，０００kg

第2 可燃性液体類等の技術基準（条例第39条関係）

- 1 条例第39条第1項第1号中「容器に収納」とは、第2章の第3の13の規定を準用する。
- 2 条例第39条第1項第1号イ中「ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない」とは、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、同一の意味を有する他の表示をもって代えることができる。
- 3 条例第39条第1項第2号中「容器を積み重ねて貯蔵」とは、第2章の第3の16の規定を準用する。
- 4 条例第39条第2項第1号中「防火上有効な塀」とは、第2章の第5の2の規定を準用する。
- 5 条例第39条第2項第2号中「防火上有効な隔壁」とは、防火構造で小屋裏に達するまで完全に区画されていることをいう。この場合において、防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物で、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った構造としたときは、隔壁に面する部分を除きその周囲に幅1メートル（200倍以上の場合は3メートル）以上の空地を保有すること。

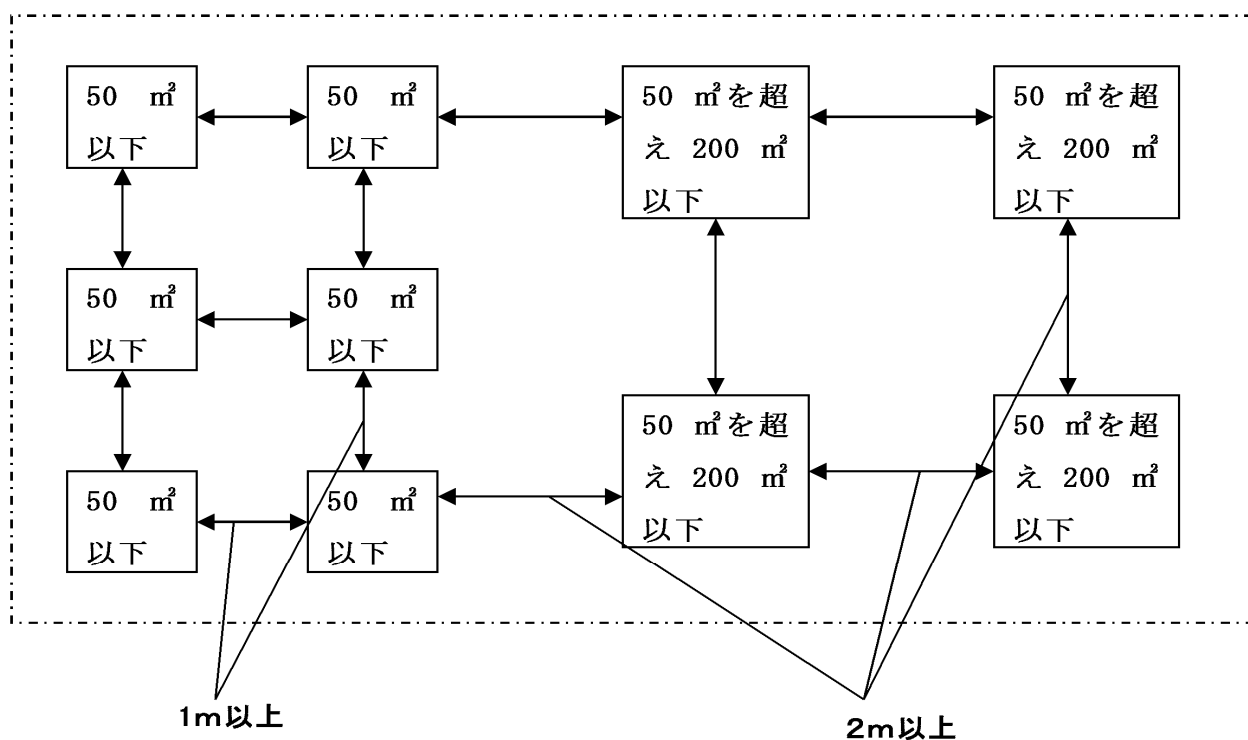


- 6 条例第39条第3項は、条例第39条第1項及び第2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準については、少量危険物の場合と同様の規制を行おうとするものである。

第3 綿花類等の技術基準（条例第40条関係）

- 1 条例第40条第1項第1号中「みだりに火気を使用しないこと」は、第2章の第2の2の規定を準用する。
- 2 条例第40条第1項第3号中「地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置」とは、囲い、ロープ掛け等の措置をいう。
- 3 条例第40条第1項第4号中「廃棄」とは、処理業者へ依頼する等適切な方法により行うことをいう。
- 4 条例第40条第1項第4号中「その他適当な措置」とは、安全な方法で回収すること等をいう。
- 5 条例第40条第2項第2号ア中の「区分する」とは、次図のような区分をいう。

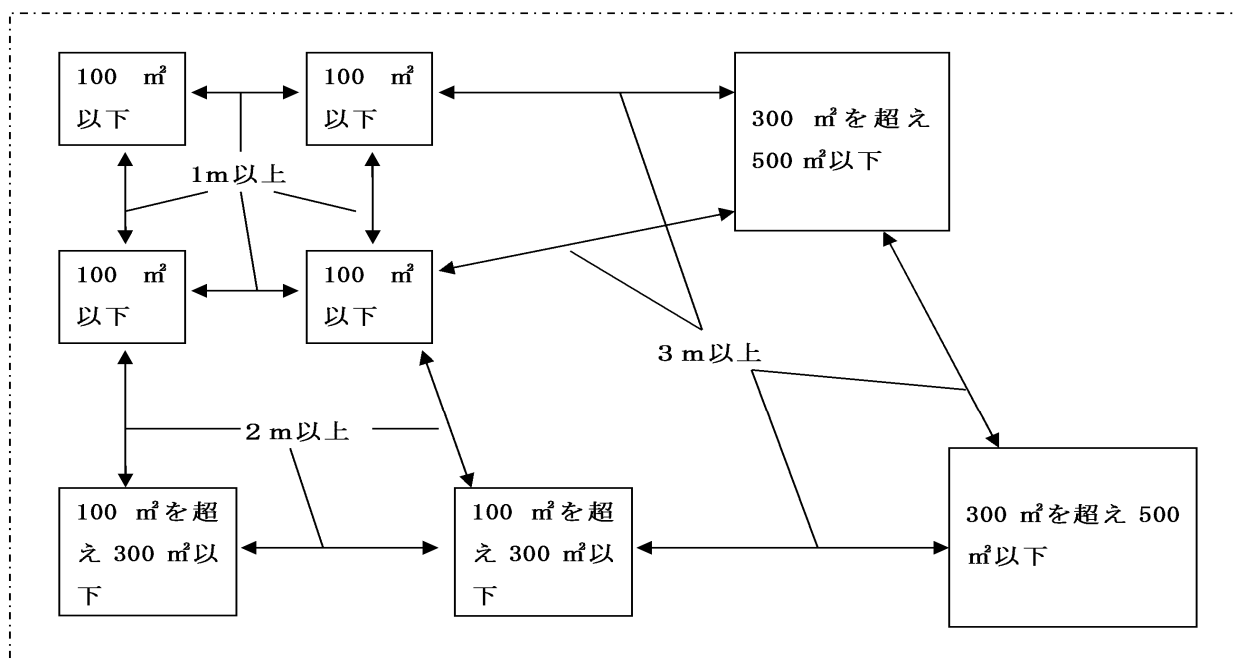
（図「綿花類等の集積図」）



- 6 条例第40条第2項第2号ア中「散水設備等を設置した場合」とは、不燃材料、準不燃材料等で分けするか、又はドレンチャー設備、スプリンクラー設備等を設けた場合をいう。

7 条例第40条第2項第3号ア中の「区分する」とは、次図のような区分をいう。

(図「合成樹脂類の集積の図」)

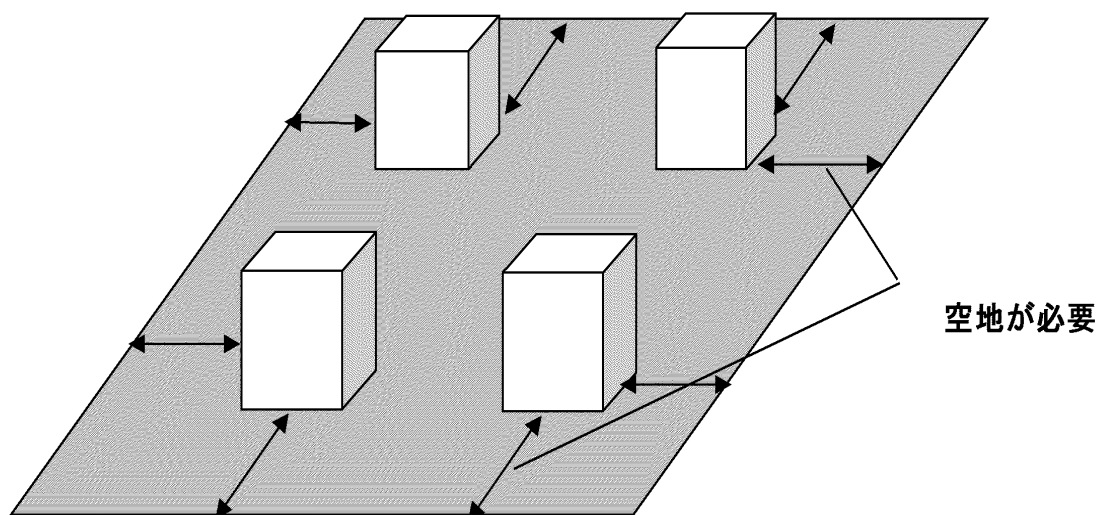


8 条例第40条第2項第3号ア中「散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合」とは、前6の規定を準用する。

9 条例第40条第2項第3号イ中「空地」とは、次図のような空地をいう。

(図「屋外における空地の図」)

空地の幅は、20倍以上は3m以上、20倍未満は1m以上

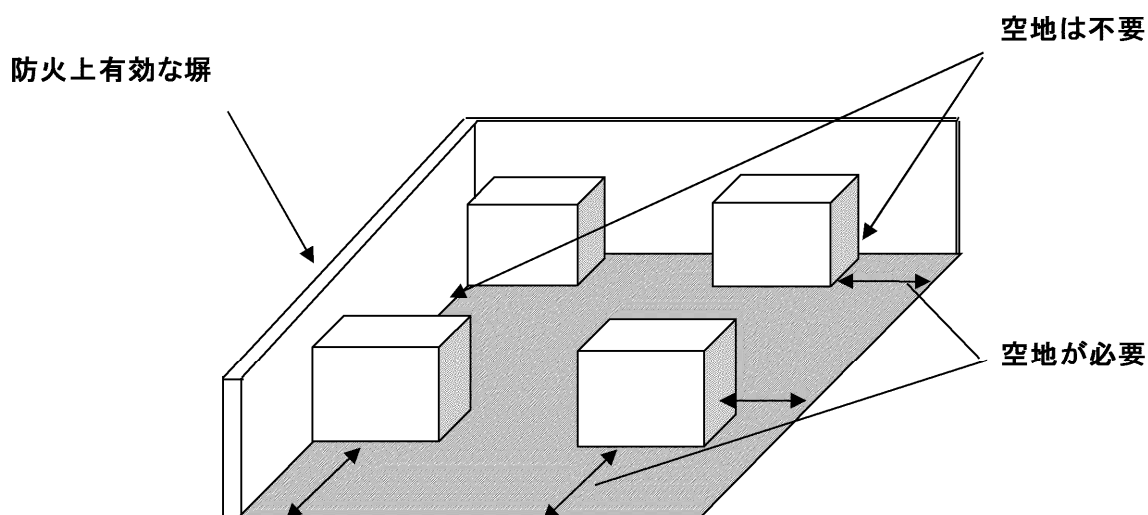


10 条例第40条第2項第3号イ中「防火上有効な塀を設ける」とは、次によることをいう。

(1) 塀の高さは、合成樹脂類の貯蔵し、又は取り扱いの高さに応じた火災予防上有効な高さとする。

(2) 塀の長さは、貯蔵し、又は取り扱い合成樹脂類の端から空地分を加えた長さとする。

(図「防火上有効な塀の図」)



11 条例第40条第2項第3号ウ中「不燃性の材料を用いて区画する」とは、不燃材料、準不燃材料等で小屋裏に達するまで完全に区画することをいう。